

令和4年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第2日目）

---

日 時 令和4年9月13日（火曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月13日 午前9時00分

---

付託議案

（市民生活部）

第76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第77号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第79号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（健康福祉部）

第76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第78号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第80号議案 令和3年度宍粟市介護保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第81号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

出席委員（7名）

委員長	神吉正男	副委員長	中本隆敏
委員	八木雄治	委員	山下由美
”	前田佳重	”	林克治
”	今井和夫		

---

出席説明員

（市民生活部）

市民生活部長	森 本 和 人	市民生活部次長	山 本 信 介
市民生活部次長	西 田 征 博	次長兼まちづくり推進課長	中 尾 善 弘
市民課長	岡 田 美 佳	税 務 課 長	朱 山 和 成
生活衛生課長	田 中 藤 夫	人 権 推 進 課 長	梶 原 昭 一
税務課副課長兼債権管理室長	西 岡 修	生活衛生副課長	大 西 常 広
市民課副課長	小 椋 容 子	まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長	太 田 雅 章
まちづくり推進課副課長兼係長	福 田 和 也	学 遊 館 館 長	寺 西 康 雄
一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長	西 岡 公 敬	波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長	楳 木 隆
千種市民局副局長兼まちづくり推進課長	木 原 伸 司		

(健康福祉部)

健康福祉部長	橋 本 徹	健康福祉部次長	藤 井 康 明
健康福祉部次長	三 木 義 彦	健康福祉部次長兼社会福祉課長	安 井 洋 子
高年福祉課長	谷 口 浩 二	障 害 福 祉 課 長	小 椋 憲 樹
福祉相談課長	有 元 靖 代	保 健 福 祉 課 長	平 尾 真 弓
一宮保健福祉課長	前 田 徳 之	波賀保健福祉課長	樽 本 美 稚 子
千種保健福祉課長	秋 久 一 功	千種診療所事務長	鳥 羽 千 晴
訪問看護ステーション所長	荒 尾 和 美	社会福祉課副課長兼児童福祉係長	西 嶋 知 栄
障害福祉課副課長	田 中 幸	保健福祉課副課長	伊 野 隆 之
福祉相談課副課長	栗 山 早 苗	高年福祉課係長	小 田 洋 之

事務局

事務局長	大 前 和 浩	書記	大 谷 哲 也
書記	小 椋 沙 織	書記	中 瀬 裕 文

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 おはようございます。

決算委員会を開会します。

これより令和3年度の決算審査を始めます。限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。説明及び答弁は自席で、着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後発言をお願いします。マイクの先端が口元に向くように今のうちに準備願います。

また、委員の皆様をお願いします。質疑は行政全般、あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものです。個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。論点が違う場合を除いて同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。

また説明職員の方は必要な場合を除いて、同じ答弁を省略していただいて構いません。

それでは市民生活部の審査を始めます。資料につきましては委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ、簡略に概要の説明をお願いします。それではお願いします。

森本部長。

○森本市民生活部長 おはようございます。令和3年度の決算及び事務事業の取組について概要の説明をさせていただきます。

市民生活部では、地域づくり、公共交通、自治会、スポーツ、生涯学習、戸籍住民登録、福祉医療、国民健康保険、後期高齢者医療、税の賦課徴収、生活衛生、人権の推進・啓発、男女共同参画の推進など、市民サービスを提供する上で、常に市民対応の最前線に立ち、親切丁寧な対応に心がけ、市民サービスの向上に努めるとともに、各市民局とも連携する中、市民とともに参画と協働のまちづくりを進めてきました。

まず、まちづくり推進課ですが、生活交通対策として、路線バスの利用者について、令和2年度に続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、便数等を維持し通勤や通学また買い物など、日常生活を支える移動手段の確保

に努めてまいりました。

協働のまちづくりの推進や市民主体のまちづくりの推進では、従来の支援事業を基に、地域おこし協力隊の活動支援や新たな隊員の確保など、地域と一体となった取組を進めました。

スポーツの振興につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策により、さつきマラソン大会、ロードレース大会などのイベントは中止となりましたが、体育協会を中心とする各種スポーツ活動の振興を図りました。スポーツ活動の推進では、元気な宍粟に向け、宍粟市スポーツ推進計画の策定に着手するとともに、コロナ禍において、宍粟市での開催には至りませんでした。東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の成功に向け、兵庫県や競技組織委員会と連携し、取組を行いました。

次に市民課ですが、マイナンバーカードの交付に努め、令和3年度は5,552人への新規交付を行い、令和4年3月末現在、交付者数は総数で1万6,465人、住民基本台帳に対する交付率は44.89%の状況であります。土曜・日曜の特別開庁の実施、平日の勤務時間延長による交付などに加え、令和3年度、自宅出張サービスを行うなど、市民が申請しやすい環境を整え、普及の推進を図りました。

次に、特別会計の国民健康保険事業では、平成30年度から広域化により、兵庫県との共同保険者として、それぞれの立場で健全な財政運営に努めているところです。令和3年度の決算では、当初被保険者の税負担を抑制すべく、約5,100万円の基金繰入を予定していましたが、歳出として、コロナ禍における受診控えによる療養給付費の当初見込みからの減少、歳入として保険事業の取組成果による特別交付金、県繰入金や税の収納率が上がったことなどによる増加により、結果として2,700万円の基金繰入となりました。

結果、歳入決算額45億5,154万9,499円に対して、歳出決算額45億2,111万6,835円となり、歳入歳出差引額、実質収支額とともに3,043万2,664円の黒字決算となりました。引き続き、医療費適正化に向けた取組と、税の収納率の向上を図ることにより、国民健康保険特別会計の健全な財政運営に努めてまいります。

次に、同じく特別会計の後期高齢者医療事業では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額5億8,637万641円に対して、歳出決算額5億7,510万6,517円となり、歳入歳出差引額、実質収支額とともに1,126万4,124円の黒字決算となりました。

次に税務課ですが、公平公正な課税と税の収納率向上に努め、兵庫県税務課から

の指導や、佐用町との併任人事協定による滞納整理の徴収強化や連携により、知識と経験を重ね、滞納整理の徴収強化に努めた結果、市税、国保税とも令和2年度実績の収納率を上回る結果となりました。

今後、コンビニ収納やクレジット収納の利用促進、また令和4年3月から新たに導入したスマホアプリ決済などに加え、納税環境の整備がされていることが行き届いていない納税者に対し、市広報などの周知に努めるとともに、さらに収納率の向上に努めに向けた取組を検討しながら、今後においても公平公正な課税と徴収に努めてまいります。

次に生活衛生課ですが、ごみの収集と処理に関し、資源循環型社会の構築のため、市民、事業者及び行政の協働による廃棄物削減とリサイクル活動の推進に取り組み、ごみの分別収集、資源ごみのコンテナ回収により、ごみの減量化と資源物の市内循環に取り組みました。

自治会資源物再資源化推進事業では、令和2年度から、資源物回収ステーションに排出された資源ごみ8品目を対象に、廃棄物の抑制と再資源化、地域のまちづくりの推進を図ることを目的に、市内事業者売却し、その売却益の140万2,000円を連合自治会と各自治会に交付しました。今後においても、さらなる分別の徹底と推進を図り、ごみの減量化につなげるとともに、売却益の確保に努めてまいります。

次に、人権推進課ですが、人権推進、男女共同参画、消費者行政を一体的に所掌し、まちづくり、人づくりを一体的に進めました。人権推進事業については、各種団体と連携した取組とともに、市民相談員を配置し、様々な市民相談に対応しました。人権啓発については、コロナ禍にあって、事業実施の制約があったものの、実施方法を工夫し、人権月間、人権週間には講演会や映画会を行い、また人権文化を進める学習会を開催し、市民一人一人の人権を尊重し、人権文化の息づくまちづくりの実現を目指し、事業展開をしました。

男女共同参画の推進については、令和3年度より、男女共同参画センターを拠点に、誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例及び、第2次男女共同参画プランに基づき、性別等にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた、男女共同参画社会の形成に関する施策を、市民、教育関係者、事業者との連携と協働の下に推進を図りました。

消費者行政につきましては、宍粟市消費者生活センターによる相談教育、啓発事業や宍粟市消費者協会と連携し、グローバル化など多様化する社会に対応できる自立した消費者の育成に取り組みました。

以上、市民生活部の令和3年度の決算及び事務事業の取組についての概要説明とさせていただきます。この後、審査につきましてよろしくお願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

それでは、前田委員。

○前田委員 失礼します。該当資料は、主要施策成果説明の43ページについて、地域生活交通対策事業について、市内の完結路線、小型利用者数が減少傾向であると、令和2年度では、歩行困難者や免許返納者の増大への対応が不十分という課題が上がっています。令和2年度の9月の時点で。部局の横断的にどのように取り組んでおられるのか伺います。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 失礼します。前田委員からございました、令和2年度では、歩行困難者や免許返納者の増大への対応が不十分という課題が上がっていたが、部局横断的にどのように取り組んだのかの質疑にお答えをいたします。

市民生活部では、地域生活公共交通対策事業としまして、公共交通を担当しておりますが、歩行困難者への支援としましては、健康福祉部のほうで外出支援を、また免許返納者への対応・対策につきましては、高齢者の安全確保の面から、市長公室で取り組んでおりまして、令和3年度の実績としましては、それぞれの部署でそれぞれの対策に取り組んできたというところでございます。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 それぞれの部局があるということなんですけども、地域生活交通対策事業を統括されている立場としては、どのような連携事項がございますか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 成果説明書43ページにありますように、地域生活交通対策事業といたしましては、公共交通のほうを市民生活部のほうで、所管をさせていただいているということでございます。先ほどおっしゃられておりますような、我々が総合的に統括をするという立場ではないというふうに理解をしているということでございます。

○神吉委員長 すいません。横断的な取組ということはされておられないという解釈

でいいですか。

中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 昨年度の決算委員会の資料等も確認をしておりますけれども、地域公共交通の在り方として、スクールバスや外出支援サービスについて、同じ輸送サービスとして、連携が必要であるという認識は持っております。それぞれの教育委員会であったり、健康福祉部との横断的な話合いというのは、継続して進めております。しかしながら、本日御指摘のありました歩行困難者への対応とか、免許返納者の増大への対応という部分については、これまで行っていないという現状でございます。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて山下委員。

○山下委員 引き続き同じく、地域生活交通対策事業について質疑をさせていただきます。

前年度決算比マイナス620万3,000円となった理由、あと通学の利用者に対して、どのような新型コロナウイルス感染症対策支援が行われたのかということを確認いたします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 山下委員からの地域生活公共交通対策事業における前年度決算比、620万3,000円減となった理由と、通学の利用者に対してどのような新型コロナウイルス感染症対策支援が行われたのかについて、お答えをいたします。

まず前年度決算比620万3,000円の減額となった理由についてでありますけれども、その主な要因といたしまして、小型バスの車両の償却が終了したことが大きな要因となっております。運行事業者である株式会社ウエスト神姫さんが、小型バス10台を運行されておりますが、そのうち8台の車両が令和2年10月をもって、償却期間が終了となったために、市が運行経費として負担をしておりました、車両の償却費が前年度比で778万円の減となっております。大型バスを含めた事業全体で620万3,000円の減額となっております。

以上です。

次に、通学の利用者に対して、どのような新型コロナウイルス感染症対策支援が行われたのかについてでありますけれども、主要施策成果説明書43ページに記載をしておりますように、令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に

取り組むバス事業者の運行を支援をしております。

1点目、新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業につきましては、兵庫県の随伴事業でありますけれども、新型コロナウイルスの影響でバス利用者が減少する中で、バスの便数が減少すると、1便当たりの乗車密度が上がりますので、利用者が減少し、1車当たりの収益が下がったとしても、減便を行わずに現状の便数を維持確保するバス事業者の運行を支援しております。

また次に、新型コロナウイルス感染症対策運行支援補助金補助事業としまして、バス車内での感染拡大リスクの軽減を図るために、原則として市内を走行するバス車両に空気清浄機を設置する費用を助成をしております。バス14台で225万7,000円の実績となっております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 説明資料の中で読ませていただきまして、その新型コロナウイルス感染症対策に対する様々な空気清浄機と、先ほどおっしゃられたような設置の支援が行われたということを知っておりましたが、通学の利用者は通学、高等学校等に通われる学生さんが乗られているバスを日々見ていたわけではありますが、非常にバス内が満席状態であったりして、新型コロナウイルス渦中でありましても、心配していたところなわけであります。

ですから増便するとか、そういったような対策が行われたのではないかというようなことを思いましたので、質疑させていただいたのですが、その対応としてどのようなことがあったのでしょうか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 今おっしゃられるように、市内の特に大型バスの運行状況を見ておりますと、一番乗客率が高いのは、朝の通学の学生・生徒さんたちの利用ということでございますが、その点につきましては、神姫バスの運業者さんのほうで、バスの定員管理というか、そういう中で管理をされておりますので、先ほど御質問のコロナ対策として、市がどのような対応したかという点については、これまでそのことについては、検討したことはございませんけれども、非常に難しい問題だなとは思っています。

ただ社会通念上、外で普通の日常の生活を維持していこうということが、ウィズコロナ、コロナとの共存というような中では、社会の流れだと思いますので、その点については、非常にやれることというのは、限られてくるのかなとは思うわけで



すけれども、一度考えてみたいなどは思いますけれども、これまでの実績として決算委員会ですので、これまでの実績として、報告できるような対策というのはございません。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。関連でございせんか。なければ次の事業に移ります。

協働のまちづくりの推進。今井委員お願いします。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 おはようございます。その次のページ44ページです。協働のまちづくりの推進というところで、幾つか質疑させていただきます。

まず今回は、市内を15地区という形で、その地域づくりをやっていく格好をつくっていくという、そういう方向でやっていくと、ずっと言われてると思うんですけども、一応千種区と繁盛地区において、とりあえず進んでいると。その辺りで一生懸命されているのはよく分かるんですが、まずそれ以外の地区で、あと残りの13地区の進捗状況ですね、その辺りで令和3年度においてされてきたことがあれば、教えてください。

それからそれに関して、その15地区をいつごろまでに、そういう各地域でのまちづくりの主体をつくっていかうとされているのか。その辺りの年次的な目標ですね、そういうのを今までちょっと聞いたことないんですけども、そういうのはないんでしょうか。その辺りです。お願いします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 先ほどありました、今井委員からの協働のまちづくりの推進に係る千種地区、繁盛地区以外での取組と、地域運営組織設置の目標年はあるのかの質疑にお答えをいたします。

まず、現在の取組状況についてですが、昨年度から市連合自治会等の協力の下で、地域運営組織の活動の指針となる参画と協働のまちづくり指針の策定を進めております。今年度中に策定するこの参画と協働のまちづくり指針を基に、今後ですが市内15の地区において、それぞれの地域の特性に合わせた組織づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

その際に、ほかの地域に紹介する活動の先進的な取組事例として考えておりますのが、千種地区と繁盛地区でのモデル地区での取組でございます。現在この二つの地区をモデル地区として位置づけをしまして、地域運営組織の設置と活動に向けて、地域の皆さんと一緒に取り組んでいるところでございます。

御質問のあった千種地区、繁盛地区以外での取組につきましては、令和3年度の決算質疑といたしましては、特に報告できるような活動というのはございませんが、今年度の取組としましては、生涯学習推進協議会や宍粟市連合自治会等の研修会の場としまして、講演会等の開催を予定をしております、こういった活動で市民の皆さんに、この仕組み、活動を知っていただくということが重要ではないかと考えておるところでございます。

次に、15地区をいつまでにとというような、目標年はあるのかという御質問についてですけれども、現在のところ、参画と協働のまちづくり指針の策定と、先ほど申し上げた二つのモデル地区での活動に取り組んでいるところでございます、まだ全ての地区でそういった説明を行っておりませんので、まずは参画と協働のまちづくり指針を策定し、この指針をもって説明を行うために、15の地区の皆さん、地域を回りまして説明を行った後、その地域の皆さんの受け取り方、様子を見ながら支援策も含めまして、目標年というのは具体的に定めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そうしたら、ちょっと令和3年の決算質疑とちょっとあれですけども、今度できるまちづくり指針にも、目標年というのは出てこない、とりあえずは。そういうことですか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 今本当に策定中で、今後政策会議等あるいは議会への報告、委員会への報告というようなところの 절차를踏む過程で、検討したいと思いますが、今のところこの年を目標にというところまでは、庁内的には持っていないというところでございます。

○神吉委員長 よろしいか。続いて前田委員お願いします。

○前田委員 同じく協働のまちづくりの推進について、モデル地区2地区に配置されて、地区コミュニティ支援員設置事業、この具体的な取組内容と成果を伺います。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 前田委員からございました、地区コミュニティ支援員設置事業の具体的な取組内容とその成果についてお答えをいたします。

参画と協働のまちづくりを進めるために、令和3年度において先ほど申し上げま

したように、千種地区と繁盛地区のモデル地区、2地域にコミュニティ支援員を配置し、活動費として委託料210万9,000円を支出をしております。その具体的な取組内容と成果についてでありますけれども、千種地区では千種まちづくり推進委員会において、中学生以上の全住民を対象にまちづくりアンケートを実施され、地域の課題を把握されるとともに、ちくさええとこ未来会議を開催されまして、その中に八つの部会を設置をされて、地域課題についての協議が進んでおります。その協議の過程、内容に沿いまして、ちくさええとこ通信を発刊をされまして、地域の皆さんにお知らせをされております。

また今年度においては、千種高校を応援する取組としまして、映画祭が開催されるなど、これまで話し合いというようなことから、実際にまちづくりの実践へと活動が広がっている状況がございます。

また繁盛地区では、NPO法人More繁盛による、旧繁盛小学校校舎を活用した都市部との交流事業であったり、兵庫県の地域再生アドバイザーの派遣を受けまして、持続可能な地域運営組織の設置に向けて協議が進んでおります。

特に繁盛地区は、高齢化が進む規模の小さな自治会がありまして、そういった自治会からは、自治会長が担う役職が多岐にわたり、大きな負担となっていて、今後その自治会活動の継続というのは、非常に難しいというような現状も報告がありまして、持続可能な仕組みといたしまして、自治会組織自体の組織の見直しというようなことにも取り組んでおられておりまして、今後もこういった活動を支援することで、一緒に先ほどありました地域運営組織の設置に向けて、一緒に考えていきたいというところでございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次の事業に移ります。

林委員 お願いします。

○林委員 成果説明の45ページのスポーツの関係なんですけども、福元市長が任期の一番最初的时候に、宍粟市はスポーツ立身するんやと言うて、いろいろスポーツの推進を図られてきておられるんですけどね、スポーツいうたら、競技スポーツということは、もう私の考えが古いんか分からないけど、スポーツいうたら競技スポーツだという観念があるんですが。

この成果説明の中で、ラジオ体操とかウォーキングとか、これが上がってきとんですけど、これはスポーツ基本法に基づいて、この事業をされておるといことなんですが、その基本法でいうスポーツの定義というんですか、それにこういうもの

がスポーツやということが書かれてあるとは思いますが、その中の定義というのは、どういう、そういうラジオ体操とか散歩とか、そこまでスポーツという定義になっとんか、ちょっと伺いたいんですが。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 林委員からございました、スポーツ基本法でいうスポーツの定義とはという質疑にお答えをしたいと思います。

スポーツ基本法の前文におきまして、スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心、その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技、その他の身体活動として定義をされております。

これを受けまして、本市では今スポーツ推進計画というものの策定に取り組んでいるところでありますけれども、今年度ありました委員会のほうでも報告をさせていただいたんですが、スポーツ推進計画の策定に当たりまして、本市におけるスポーツの定義ということで、このスポーツ基本法の解釈をさらに少し広めまして、スポーツという語源には気晴らしをする、楽しむ、遊ぶといった意味があると考えておりまして、我々が考えておりますスポーツにつきましては、勝敗や記録を争う、競う、競技スポーツだけではなくて、生涯を通じて楽しむスポーツ、子どもの大きく体を使った運動遊び、また体力づくりや介護予防等を目的とした軽運動、地域等で交流的に行われているレクリエーション的な活動、さらには個人で行うウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動などを含んだ、幅広い活動の総称としてスポーツという言葉を用いて、市の計画で定義をしたいと思いますと考えておりまして、そのように取組をさせていただいているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 分かりました。その基本法の前文の抜粋をちょっと見たんですけど、ちょっとそこまで詳しく書いてなかったもので、ほんなら体を使ってする、いろいろな競技とかじゃなしに、遊びとかも含まれると。広範囲な意味でスポーツと呼ぶということなんですね。分かりました。いや答弁よろしいです。

○神吉委員長 次の事業に移ります。

八木委員お願いします。

○八木委員 おはようございます。私のほうも成果説明書の46ページ、御形の里づくり事業でちょっと伺います。

施設利用者の数が目標よりもかなり少なく19.37%でしたが、コロナの影響もある

と思うんですが、他に何か原因もあるのか、考えられてるのか、ちょっとお伺いします。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 八木委員の御質問のほうにお答えをいたします。

この御形の里づくりの施設利用者の目標数値につきましては、一宮温泉まほろばの湯の入場者数を含んでおりまして、このまほろばの湯が令和2年4月から休業しておりました。昨年度9月から直営で再開はしましたが、土日のみの営業であって平日は閉めておりましたため、そこが一番大きな原因となります。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。すると、まほろばの湯がもし営業してれば、大体どれぐらいの入場者数を見込まれていたのでしょうかね。この19.37%に対して。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 この目標数値の10万人というのが、今言いましたように、まほろばの湯の入場者も含んでおりますが、それ以外に家原遺跡公園の現在でありましたら、グラウンドゴルフ場をつくっておるんですが、その利用者とか、あとカブトムシドーム、今地域の方が頑張っていておりますが、その入場者数とかも含んでおります。

まほろばの湯がオープン平成14年ぐらいにしたんですけども、そのときには、まほろばの湯の入場者だけで11万7,000人ほどでありましたが、ちょうど閉鎖する頃なんで、令和元年、2年の頃には6万人から7万人ぐらいに減少しておりまして、このまほろばの湯だけで、これがフルオープンしたからといって、10万人にいくわけではないんですけども、以前のにぎわいを取り戻す、その中でまほろばの湯も合わせて、ずっと目標値は10万人としておるんですけども、まほろばの湯が開いてにぎわいを取り戻す中で、合計として何とか10万人目標を達成したいなという気持ちで、今事業に取り組んでおります。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 そうすると、今現在、まほろばの湯はオープンしてるということなんで、もし今現在の入場、まほろばの湯だけの入場者数ってどれぐらい入っておられるんですかね。オープンしてから。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 この4月1日に通常の営業を開始しまして、8月末までの数値なんですけども、合計で1万8,110名の入場者数、入浴された方となっております。

○神吉委員長 よろしいか。続いて八木委員お願いします。

○八木委員 続きまして、成果説明書の47ページ、WMGカヌーのポロ大会ですね、事業名。そこの一つ目なんですけども、決算額26万4,000円は何に対する補助金だったのか、ちょっと教えてください。

○神吉委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 八木委員からの決算額26万4,000円のことについてお答えさせていただきます。

まず、ワールドマスターズゲームズ2021関西、宍粟市実行委員会への補助を行ったものになります。補助制度の内容としましては、実行委員会が実施する宍粟市音水湖で開催される予定でありました、ワールドマスターズゲームズ2021関西カヌーポロ競技会の円滑な運営に必要な準備及び企画運営等を行う事業としてのリハーサル大会であるとか、地元選手の養成としての、カヌーポロ教室の実施に要した経費に対して補助を行ったものです。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。そしたら二つ目のですね。カヌーポロ大会ですね、これが再延期となり、実行委員会も解散で再設立は未定で、会場受け入れも検討するとありますが、これまでの何年間予算執行をされてると思うんですけども、含めてどのようにお考えになられているのか、お聞きします。

○神吉委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 八木委員からのワールドマスターズゲームカヌーポロ大会の予算執行について、お答えさせていただきます。

まず令和元年3月に、ワールドマスターズゲーム関西のカヌーポロの競技大会会場として、宍粟市の音水湖が決定になりました。同年5月に宍粟市実行委員会を設立し、大会運営に向けた準備を進めてまいりましたが、度重なる延期を受け、開催時期が2027年、5年後になるんですけど、令和9年まで延期される中、今年3月末をもって、この運営を支えておりました宍粟市実行委員会は解散となっております。

この間3年間の間なんですけど、市では令和元年度より3年にわたり、ワールドマスターズゲームカヌーポロ大会の事業として、成果説明書にもありますとおり、

本大会に向けてリハーサル大会を実施するほか、会場の施設整備、競技用の備品購入や、また地元選手の養成などに、国や県からの助成を受けながら事業を推進してまいりました。この3年間で音水湖カヌー競技場は、カヌーポロを行う設備が加わり、従来からありましたスプリント競技に特化した競技場から、カヌーポロ競技場もできる充実した競技場となることができいております。

今質問がありましたとおり、ワールドマスターズゲーム大会自体は、コロナ感染症の影響を受けまして、大会の延期、続いて市実行委員会の解散となっております。5年後の開催で調整が進められているワールドマスターズゲーム関西の動向を、今後も注視しつつ、カヌー競技をスプリントだけでなく、カヌーポロ競技も開催できる会場地とし施設整備され、より充実した環境となった音水湖カヌー競技場を引き続き、宍粟市北部、波賀町のスポーツ観光の拠点と位置づけて、カヌーよる地域づくり事業として、今後も取り組んでいきたいと考えております。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、滞納徴収事業は林委員お願いします。

○林委員 成果説明の48ページなんですが、滞納徴収事業の決算なんで、滞納について質疑したいんですが、前年よりも皆さん方の努力で滞納額は減っておるんですけど、依然多額の滞納がございます。それでいろいろ努力して、いろいろな手法でやられておると思うんですけども、この成果説明見たら、従前とあまり変わらんような体制とか手法の成果になってるんですね。ですからもっと滞納額を減らすとするならば、いろいろな手法を考えるべきだと思うんですが、令和3年度で新たな取組とか、そういう手法を取り入れたというようなことはなかったんですか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。それではただいまの滞納徴収事業に対します質疑にお答えいたします。

まず滞納額につきましては、平成23年度が約9億5,000万円と最大の繰越しとなっておりますけれども、現在は約半分の4億8,000万円に減っております。御指摘のように、まだまだ多額の滞納が残っておりますので、この間、現年課税分の徴収強化と徹底した財産調査による滞納処分の実施を行いまして、一定の効果は出ているものと考えております。

しかしながら、この多額の滞納額が残っている状況で、この現状どおりではいけないということを、職員一人一人が認識することが重要でありまして、そのためにもより効果的な手法、そういったものを取り入れていく必要があると、それぞれが

考えていくことが大事だと思っております。そのためにも、近隣市町との連携であったりとか、徴収研修への積極的に参加することが必要と考えております。

また、この先ほどの3年度に新たな取組ということでありましてけれども、この4年度に向けて令和3年度の末に、新たに納税環境の整備ということで、スマホ決済アプリの収納の導入を行いました。これにつきましても、冒頭で部長のほうからもありましたように、利用者の方にホームページ等で周知徹底することで利用していただくことで、払い忘れ等を防げるのではないかと考えております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 滞納の整理とか滞納聴取についても、私も六、七年関わったことがあるんやけど、やっぱり文書で通知したりとか、いろんなことをしたって、なかなか効果が出んのやね。その代わりやっぱり訪問して、面談して話を聞く、話をすることが一番効果がある方法なんです。それでこの部局資料の21ページに、いろいろとそのフロー図があるんやけど、それなりに訪問しますということになっとんやろうけども、今の体制で職員体制でなかなかできんと思うんです。そやけども、一番足で稼ぐのが一番重要なことだと思うんです。訪問は毎月1回とか、定期的にされたんですか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。今の訪問についてなんですけども、実際文書等での催告等が一番多いということで、そういった中でなかなか連絡もない分については、現地に行ってお会いしたりとかしてるんですけども、なかなか人数的なところもございまして、不十分であることは認識しております。またいろんな滞納整理の中で、そういったことについて、また連携してできるようなことがあれば、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 もうこれ最後の質問したいんですけども、滞納整理になる前に、滞納となるのは、納期限が過ぎたら滞納になると思うんやね。そのときから滞納の整理が始まると思うんやけど、ちょっと滞納整理するあれが遅いと思うんやね。督促状発送して、それから催告して、それから財産調査するということなんだろうけども、納期限まで入らなったら、やっぱり訪問してそこで話を聞いて、いろいろ事情を聞いてされておると思うんやけど、そのときにある程度話聞いたら、財産調査もできる



と思うんやね。そやから、このフロー図どおりでいったら、なぜ長いことかかって、それで執行停止になると思うんやけどね。あまり訪問とかしておらなんだらね。

ですから、このフロー図どおりに行くんだったら、きちっともう税法どおりに、手続進めんとあかんと思うけど、それができてないかと思うやけど、ちゃんとやられとんですか、法律に書いてあるとおりに。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 滞納整理の流れなんですけれども、まず納期限が過ぎまして、20日以内に督促状を発することになっておりまして、宍粟市においては、20日を目安に督促を出しております。それから10日を経過すれば、差押え等が可能になりますので、その流れの中で、財産調査であったりは進めておるんですけども、おっしゃられたように、督促の時点で訪問等ということになって、お会いして話ができればという中で、やはり体制的なところもございますので、効果的な点については、今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて山下委員お願いします。

○山下委員 同じく滞納徴収事業について質疑をさせていただきます。

令和3年度も継続して、佐用町との併任人事協定を締結し、滞納処分の強化を図ったとあります。情報交換を行うことで、職員のスキルアップを図ったというふうに説明がありますが、もう少し具体的な説明を求めたいと思います。

委員長さん、一つずつですか。

○神吉委員長 そうでしょうか。

○山下委員 はい、分かりました。

○神吉委員長 この1点に対して答弁をお願いします。

朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。ただいまの滞納徴収事業についてお答えしたいと思います。

まず令和3年度も継続して、佐用町との併任事業の締結したことに対する、スキルアップを図った点の具体的な説明を求めるということなんですけれども、この併任事業につきましても、令和元年度から佐用町と併任人事協定を締結しまして、この令和3年度で3年が経過しております。

この市町間併任を実施した市町におきましては、県の税務課のほうからも手厚く技術指導等をしていただけるということで、2か月に1回のペースで、県税務課の

ほうと宍粟市、佐用の三者による滞納整理マネジメント会議を開催しまして、困難案件の進捗管理であったり、困難案件の滞納整理の情報共有を図ることで、協議のほうをする機会を持っております。

この中でスキルアップを図るための具体的な事例としましては、マネジメント会議の中で提案を受けました、滞納処分に係る調書等の提供をいただいたり、また捜索に応援参加することで、その捜索の流れであったり、調書の作成方法等が学べておりますので、年に数回あります徴収研修への参加することも、基本的な知識を得ることで重要と考えておるんですけども、この併任によるマネジメント研修会議で、個別案件ごとに相談ができ、また現地で直接学べるというのがこの併任のメリットでありますので、それが職員のスキルアップにつながっていると考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 それでは2番目の質疑をさせていただきます。

佐用町のその応援によります、自動車のタイヤロックの件数を教えてください。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼します。それでは2点目の御質疑にお答えしたいと思います。

この令和3年度なんですけれども、佐用町との応援による自動車のタイヤロック件数なんですけれども、令和3年度では宍粟市で1件、佐用町からの応援により実施しまして、滞納の徴収に結びついております。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 もう一つちょっと視点を変えての質問になりますが、その健康福祉部との連携によって、生活保護を利用できるようになったというような事例は、令和3年度何件ありますでしょうか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 窓口に来られた中で、そういう納税相談を受ける中で、福祉部のほうに御案内したりすることあるんですけども、それが結びついたかどうかは把握しておりません。申し訳ございません。

○神吉委員長 よろしいか。少し確認させていただきたいのが、新たな手法というものはないというふうに、先ほど言われたんですけども、その手法は強化されているという理解をしておいていいですか。その佐用町との協定も3年たっている。その中で初めよりは今強化されてきているという理解でいいですか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼します。この併任の中で、やはり単独でいろいろやっているとときには気づかなかったこと等につきまして、他町であったり、県のほうがされてるようなことを学んでおりますので、それをこちらのほうで差押えに利用させていただいたりとかいうことでの、スキルアップにはなっております。

以上です。

○神吉委員長 分かりました。次の事業に移ります。

山下委員お願いします。

○山下委員 続きまして、成果主要施策成果説明書の49ページの男女共同参画社会の実現に向けた推進事業、これについて質疑をさせていただきます。

この事業内容の令和3年度の事業内容が記載されております。その中で2番と3番、ウィメンズリーダーセミナーの実施、それとあと宍粟女子キラキラパワーアップ応援補助事業、これの進捗率が低かった理由というのをお尋ねいたします。

○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活部次長 男女共同参画社会の実現に向けました、二つの事業の進捗率が低かった理由という御質問にお答えをいたします。

まず、ウィメンズリーダーセミナーにつきましては、予算時はこれまで取り組んできました自分らしさを発見したり、自身が持つておられる魅力をアップしたり、また生き方や働き方を発見したりする、パワーアップセミナーと題して、計画をしておりましたが、令和3年3月の条例制定や、真のリーダーと申しますか、意思決定の場へ参画する女性を目指そうという目的の、リーダー養成を前面に出したセミナーに名称も内容も変更し、定員も8名に限定した中で、実施したことが関係しているものと思っております。

なお、数値の計上につきましては、予算時の目標値が5回のセミナーに各20人が参加をして100人、実績の数値は4回のセミナーに各7人が参加して、28人としております。

次に、宍粟女子キラキラパワーアップ応援補助事業についてですが、広報紙への掲載や、公共施設に制度周知のチラシを置かせていただいたり、男女共同参画に関する講演会や映画会等を開催した際にお知らせしたりと、これまでと同様の啓発周知を実施し、年度途中には制度利用の相談に見えた方もいらっしゃいましたが、実現には至らず、目標値10団体から結果としまして、2団体のみとなっております。活動される団体への制度活用の浸透や、現在活動されている団体の掘り起こしまで

至らなかった結果と捉えております。

ただ、この補助事業につきましては、5年間の期間を定めた事業で、地域における女性活躍を推進する入り口的、導入的な観点での事業としましては、成果があった、効果があったとの判断によりまして、令和3年度末の期間満了と合わせまして、補助事業は終了しております。5年間という期間をもって、皆無とは申しませんが、補助事業を活用される団体も減少したものではないかと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 先ほどの授業内容の説明というところでは、分かりました。そこでこの事業期間中の事業内容というところに、この大きく写真入りでジェンダーギャップ指数2021年、日本は156か国中120位ということで、非常に日本の男女共同参画社会の実現というところが、非常に本気でちょっと取り組んでいかなければならないというような状況が、この49ページの資料にも明示してあると考えておるわけであります。

そこで、令和2年度このような状態でありますので、なぜこのような状態であるのかというところの分析から行うことも、大事だと思ったわけではありますが、そのようなところの取組を行われたのでしょうか。

○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活部次長 ここに写真を上げておりますのは、途中取組でも書いておりますが、啓発のパネル展示をした際に、この資料を掲示して参加、来場された方に周知を行ったものですが、この数値、御承知のとおり国の数値ですが、市としましては、令和元年ですか、2年に初めて市内のアンケート調査を行いましたので、そのアンケート調査で、いわゆる市内におけるジェンダーギャップについては、状況が把握できておりますので、それに基づいて条例を制定したり、プランを策定し、それに基づいた取組を今行っているところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 そういった形で条例等を制定していただいて、令和2年度はどのぐらいそれが進捗したのか、と捉えておられるかということを質疑いたします。

○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活部次長 先ほど申しましたが、プランにも数値目標を定めて計画をしておりますが、ほとんどがそのアンケートから、アンケートの数値を5年後にはど

ういう形に持っていきたい、10年後にはどういう数値を目指したいというプランにしておきまして、プランの中身は5年後の中間時点で、一度アンケート調査を取ってみて、その状況を踏まえて、またプランを見直したり、継続してやっていこうという判断をしていこうとしておりますので、ちょっと今の取組の成果がなかなか分かりづらい状況ですので、もうしばらくお待ちいただいて、アンケート調査、令和6年度に中間年になりますが、その状況を踏まえて、また報告できればと思っております。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいか。次の事業に移ります。

中本委員。

○中本委員 主要施策成果説明の50ページの上段、一番上ですね。若者の海外研修等支援事業ですが、コロナ禍、令和3年度における対象者の渡航先と内容を伺います。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 中本委員からございました若者の海外研修等支援事業、コロナ禍の中で、令和3年度における対象者の渡航先とその内容についてであります。

令和3年度の当該事業の補助実績としては、1件1名の方に助成をさせていただいております。その渡航先ですが、アメリカ合衆国のニューヨークにありますコミュニティカレッジへの海外留学研修としまして、授業料相当というところで50万円の助成を行っております。

以上です。

○神吉委員長 外国語研修は対象になっていましたか。

中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 当初は、留学というのは対象から外してたんですけども、平成27年の3月に補助要綱を改正をした際に、能力研修のほか、語学研修について事業の拡大を図っております。

○神吉委員長 分かりました。訂正ありますか。

福田副課長。

○福田まちづくり推進課副課長兼係長 失礼します。1点その追加というか、修正させていただきます。

平成27年先ほど言いましたときに、一旦留学について語学留学も含めて、拡充をされたという経緯はあるんですけども、その後寄附をいただいた寄附者様との調

整によりまして、令和2年度の改正で、平成28年7年度末に一旦その語学留学を含めた留学というのはなくなっております。その後、令和2年度の改正によりまして、海外留学というところに門戸を広げるけれども、語学留学というものに特化したような留学は省くというような形で、現在の運用に至っております。

以上です。

○神吉委員長 ごめんなさいね。それは語学留学にならないのかな。コミュニティーカレッジというのは。

中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 すいません。先ほどの説明に補足をさせていただきます。

現在この事業の補助をした経緯ですけれども、2年制の短期大学コミュニティーカレッジへの海外留学ということで、心理学のほうを勉強されているということで、語学を目的としていないということで、助成をさせていただいております。

○神吉委員長 分かりました。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 すいません。目的としていないというふうに限定をしましたが、そういったものも含めて、海外留学をされておるといふふうに認識をしております。

○神吉委員長 分かりました。次の事業へ移ります。

地域おこし協力隊事業については、前田委員お願いします。

○前田委員 それでは、主要施策成果説明の50ページ、中段ですね。地域おこし協力隊事業について、令和3年度に卒業後市内に定住された隊員はいたのか。また交流人口、関係人口の増加に、どのように寄与されましたか。いかがですか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 前田委員からの令和3年度に卒業後、市内に定住された隊員はいたのか。また、交流関係人口の増加に寄与したのかの質疑にお答えをいたします。

まず令和3年度に卒業後、市内に定住された隊員につきましては、令和4年3月に1名が卒業し、市内に引き続き定住をされております。また、交流関係人口の増加に寄与したのかについては、令和3年度では卒業した1名を含む、8名の隊員が活動をしておりまして、観光協会では森林セラピーと発酵食品のPR活動を、鷹巣活性化委員会では、小学校を活用した宿泊施設の運営補助、旧染河内幼稚園では、地域で運営をされる森のようちえんの開園に向けた準備や広報など、それぞれのミ

ッションに取り組んでいるところであります。

またそのほかにも、就農により農業技術の取得と販路の拡大、それから旧幼稚園舎を活用した薬膳カフェや養蜂による起業などの活動を行っており、さらに今年度には、宍粟市を都会からの移住者の選択肢に加えてもらえるように、宍粟くらし移住支援舎「しそくら」を立ち上げ、宍粟のPRに取り組んでいただいております、交流関係人口の増加につながる事業と評価をさせていただきます。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 市内に定住された隊員は、先ほど1名とおっしゃいましたが、どのような仕事に従事されておられますか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 今年度3月末で卒業したのは1名ということで、その1名は養蜂業、蜂蜜を製造して販売をされております。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 続きまして2番目といたしまして、その他にある820万円の用途ということで、令和3年度決算の内訳、主な費目、金額ということで、その他のところに820万円とありますが、この用途は何でしょうか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 主要施策成果説明書の50ページ、主な事業の決算一覧にある、その他の経費820万円の内訳についてですが、主な経費としまして、会計年度任用職員としての期末手当、こちらが300飛び8,000円。それから、ごめんなさい、300万8,000円、それから社会保険料等の掛け金が367万2,000円、それから空き家の改修工事費が73万7,000円などで、その他の活動費と合わせまして、合計820万円の支出ということで記載をさせていただきます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。審査の途中ですがここで休憩をいたします。10時20分まで休憩します。暫時休憩。

午前10時10分休憩

---

午前10時20分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

次の事業へ移ります。八木委員お願いします。

○八木委員 続けてお願いします。資料のほうは成果説明書のほうの52ページ、リサイクル資源集団回収奨励事業のことなんですけども、その中で部局資料の25ページの中に、平成25年度から令和3年度までのリサイクル回収量が載っているんですけども、その中で2年度と3年度に布とペットボトルの回収がされていないんですが、それは何か原因があるのか、理由があるのか。ちょっとお聞きしたいのでお願いします。

○神吉委員長 大西副課長。

○大西生活衛生副課長 八木委員の御質問にお答えします。

リサイクル資源集団回収奨励事業について、実施については、実施団体と買取業者が事前の調整の上で、リサイクル回収対象の種類を決めております。その中で、布は国内外の需要が減少したことから、流通市場が滞っております。ペットボトルはかさが大きく、重さが軽いことから、売却益と補助金の収入による収益率が低く、割が合わないため、布とペットボトルを回収対象から除外していると聞いております。このような事情で、令和2年度から布とペットボトルの回収がなくなっています。

以上です。

○神吉委員長 よろしいですか。続いて前田委員。

○前田委員 同じくリサイクル資源集団回収について、部局の資料から25ページ、先ほどの、平成25年度から令和3年度まで、年々減少傾向にあります。ただし、この令和2年から3年にかけて受領金額が増加しています。この理由は何でしょうか。伺います。

○神吉委員長 大西副課長。

○大西生活衛生副課長 前田議員の御質問にお答えします。

平成25年度から回収量が減少している原因としましては、少子高齢化等による登録団体数と、その団体の会員数の減少が主な原因となります。さらに新型コロナの影響で集団回収の自粛が相次ぎ、令和2年度においては、約半分の回数で回収量も半減しました。その後令和3年度においては、新型コロナも少し落ち着いて、集団回収の実施団体が増えたため、回収量も増えたものと考えます。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 そしたら、成果説明書52ページの中段の生ごみ減量化促進事業ですね、今回当初予算額を上回る決算額となっているんですけども、その生ごみ処理の申請



が多かった理由をどのように考えられているのか伺います。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 八木委員の質疑に回答します。

補助金交付申請額が予算を上回り、補助額が多くなった理由としましては、生ごみ処理機が以前より安価で使いやすくなり、キッチン周りが清潔になることが考えられます。また、市のホームページ、広報に掲載することや、ホームセンターや電気店にチラシを置くなど、市民に周知しております。処理機の購入者のロコミで利便性が広がったことも、生ごみ処理機の購入につながったことが考えられます。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 すいません。そしたら令和3年度、何人の方がその補助を求められたのか、分かるでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 22申請ありました。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。続いて林委員。

○林委員 同じ52ページなんですけども、ごみの収集運搬事業、これが4,000万円近く、前年度から増えとんやけどね、決算額で。何か特別の理由でもあったんですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 林議員の質疑に回答します。

令和2年度までは、家庭ごみの収集を6業務、資源物を3業務に分けて、合計6業務の業務委託を実施しておりましたが、令和3年度から令和5年度につきましては、家庭ごみを10業務、資源物を3業務と、合計13業務を実施することになったために、業務上の細分化による経費の増額と、物価の上昇による各種単価の増額が影響しています。

また、粗大ごみにつきましては、過去の実績の平均を基に、運搬数量を想定していましたが、コロナ禍による家庭の片づけにより、運搬数量が大幅に増加したことから、変更契約を行うこととなり費用が増加しております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 今言われた家庭ごみと資源ごみの分で、これ家庭ごみと資源ごみを分けて、何ぼずつぐらい増えたんかいな。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 家庭ごみですけども、以前につきましては家庭ごみについては、粗大とそれと可燃・不燃を合わせた6業務でありました。それが可燃を6業務、そして粗大を3業務、不燃を1業務としております。

以上です。

○神吉委員長 林委員、もう一度再質疑してください。

○林委員 家庭ごみの増えた分と、資源ごみが増えた分、金額で家庭ごみの部分が何ぼ、資源ごみの部分が何ぼと、それ分けてないんですか。分かりませんか、分からんならいいけども。

○神吉委員長 可燃と資源との回収費用、別々に出てますか。後から数字いただきましょうか。今、分かりますか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 家庭ごみにつきましては、令和3年度で1億4,595万9,000円です。そして資源物につきましては、合計としまして2億、合計ちょっとすいません。すいません。資源物のほうは分かりません。どうもすいません。後日委員会のほうに提出させていただきます。

○神吉委員長 よろしいか。続いて今井委員お願いします。

○今井委員 そしたら、部局資料の5ページですね。主な契約関係一覧というところで、戸籍管理の委託もされてますけども、先般、尼崎のほうで、ああいう事故があったと思うんですけども、そういうことに対して、この委託業者との間でどういうふうな、何だろう注意事項というか、その辺りの徹底ですね。もしも、あのような事故があってはならないですけども、あったときの対応のやり方とか、その辺りのマニュアルとか、そういうふうな取決めたいなところは、業者との間ではされてるんでしょうか。

以上です。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 今井委員の質疑にお答えいたします。

戸籍システムの保守サービス業務につきまして、富士フィルムシステムサービス株式会社に委託。

○神吉委員長 マイク調整いたします。

どうぞ、お願いします。

○岡田市民課長 セキュリティ管理については、戸籍のサーバーを市役所サーバー室

で管理しており、サーバー室への入室は生体認証により、認証できた場合のみ入室可能となっております。また戸籍サーバーは、サーバーラックの中で管理しており、サーバーラックを開ける鍵は、市民課の金庫で管理していることから、外部からの侵入については阻止できると考えます。

次の事故対応につきましてですが、個人情報の漏えいなどの事故が起こった場合は、契約に基づき損害賠償の請求を行うこととなりますが、個人情報の取扱いについて監査、または調査を行うなどして、事故の発生を未然に防ぐよう努めています。

また、大規模災害による対応としましては、戸籍の正本は市区町村で管理し、副本は管轄法務局で管理していましたが、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、正本も副本も滅失するおそれがあるため、正本は市区町村で管理し、国がL G W A N回線により送信されたデータを、副本として管理することで、戸籍の滅失を防ぐことができる状態であります。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら、まずはあれですね。尼崎のあのようにならう、そのフロッピーとか、何やったかな、U S Bだったかな、何かそういうので外へ持ち出してるとか、そういうことは、この宍粟市の場合はないと、あり得ないということですか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 U S Bなど外部への持ち出しは一切ございません。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 その辺り、くれぐれもお願いしたいと思います。

今D Xとか、いろんなことをずっとと言われてますけども、国においてもわりとセキュリティ的な部分が、置き去りになったまま、進んでいるというようなこともちょっと聞いたりしますので、この辺りはくれぐれも、ほかの自治体とかというところの様子とか、その辺もしっかり研修とか、情報収集をしていてもらいたいですけども、その辺りのほかの自治体との何だろう、セキュリティを守るための情報交換とか研修とか、そういうことは行われているんですか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 他の市町村とのそういった研修、セキュリティに対する研修等はございませんが、今度国のほうが、令和7年度末までにガバメントクラウドという形で、戸籍も含めてですが20業種、こちら国のほうでクラウド化するような形で決め

ておりますので、宍粟市の戸籍につきましても、令和7年度末までには国の管理下となるような、そちらのほうのシステムへ移行するようになりますので、他の市町村とのそういった話合いはございませんけれども、国の法に従いまして対応していきたいと考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ちょっと一つ聞きますけれども、その国のクラウドサービス、そこは安全だとお考えですか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 国へのデータ送信、先ほども副本の件で申し上げましたが、L G W A N回線という、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する、高度なセキュリティという形で、そういったもので守られた回線により、データを送信するというような形になっておりますので、安全であると思っております。

○神吉委員長 関連でありますか。

中本委員。

○中本委員 すみません。関連で確認なんですけど、U S Bで持ち出しができないのか、できないような形になっているのか。それともしないルールになっているのか、その辺を伺いたします。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 戸籍業務につきましては、U S Bなどで持ち出す、そもそも持ち出す必要がございませんし、持ち出せないようになっております。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 ということは持ち出せないようになって、持ち出そうとしても持ち出せないという、システム上、機械上、ハード面でそうなってるということでしょうか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 今井委員の先ほどのセキュリティのところでも申し上げましたけれども、まずサーバー室への入室も不可能であるというところ。それとシステム、そういった操作もしようとしてもできないようなところになっておりますので、もしたとえ、保守の委託業者でございます、富士フィルムシステムのこの職員が入室する際に、入りましたりする際にも、職員がそちらのほうのサーバー室を開け、管理をしてということになっておりますので、持ち出すことは不可能であると考えます。

○神吉委員長 次に移ります。中本委員。

○中本委員 部局資料の13ページ、マイナンバーカード申請状況について伺います。

まず申請件数に交付済み件数が追いつくまでに6か月、数字的なことなんです、かかる理由を教えてください。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 中本委員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の申請件数に交付済み件数が追いつくまでに、約6か月かかるとの質疑でございますが、マイナンバーカードを申請されると、約1か月でカードが市に届き、申請者に対して受け取りに来ていただくためのはがきを送付いたします。

カードの受け取りは早い方で、申請から2か月以内にカードを取得されます。カードの受取期限は3か月間ございますが、期限を過ぎても受け取ることができるため、申請はしているが、受け取りに行く時間がない方は、カードを受け取るまでの期間が、申請してから4か月以上かかる方もありますので、このようなことが申請件数と交付済み件数に差が出ていると考えます。令和3年度の申請件数と交付済み件数の差は、結果として約6か月で追いついたと考えております。

以上です。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 分かりました。まず二つ目として、普及活動に係る宍粟市の事業費、出張で申請とかいう話は聞きましたが、その辺りを教えてください。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 2点目の普及活動に係る事業費でございますが、費用としましては727万2,955円で、こちらのほうにつきましては、国からの補助が一般会計の決算書25ページの、総務管理費補助金の個人番号カード事務費補助金、こちらで727万2,000円交付されております。

以上です。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 その出張の部分にちょっとお伺いするんですが、実際実績というのは、どのぐらいの件数があったのか。またその交付する際には取りに来ていただくのか、また持っていくのかという、その辺りを教えてください。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 その出張申請の件数につきましては、現在今手元に資料を持っておりませんので、こちらにつきましては、また後ほど回答させていただきます。

出張申請につきましては、まず御自宅への高齢者の方などの市役所へ出向いていくのが難しい方を対象にした、御自宅へ職員が出向いて行き、マイナンバーカード

の申請をいただく、御自宅出張申請サービスや、企業向けの出張サービス、また自治会自治会などへのお出張サービス、こういったところも実施しております。

以上です。

○神吉委員長 交付の受渡しはどうですか。

岡田課長。

○岡田市民課長 交付につきましては、まず既に通知カードというものが、国民全員に配布されておりますが、まずこの通知カードがあるなしによりまして、本人確認書類が違ってまいります。基本出張申請いたしましたら、通知カード、あと本人確認書類、申請書、写真などをそろえていただくようになりますが、そちらが整いましたらカードが届きましたら、郵送で書留郵便になりますけれども、郵便で発送することが可能となっております。

またその通知カードなど、本人確認書類がそろわない方につきましては、お手数でございますが、市役所のほうまで出向いていただきまして、カードを受け取っていただくような仕組みになっております。

以上です。

○神吉委員長 分かりました。同じところで林委員お願いします。

○林委員 この通告の事業名が、マイナンバーカードになっとんやけども、コンビニ交付の間違いというんですか、コンビニ交付の質問でございます。

それで、コンビニ交付が始まってから、年数がたってだんだん件数、交付件数が増えていきます。それはマイナンバーカードの取得者が増えたためだと思っておりますけれども、コンビニ交付を導入するときに、まだマイナンバーカードの普及も、そんなに進まんだらうし、コンビニ交付を導入している自治体も少ないんで、そのシステムの利用料とか、それが利用する自治体が負担することになるんで、実態数が少なかったら、多くそのシステム利用料が要るんで、もうちょっと普及してから、コンビニ交付導入をするべきではないかということ、議会のほうでもいろいろと提言したんですが、まず最初というんですか、それで導入されました。

その導入する理由としては、コンビニで住基関係の証明とかが交付できれば、窓口に来る人が少なくなるから、数年で窓口の担当者2名ほど削減できますという説明でした。そんなことは無理だろうということだったんですが、無理やり導入されたという経緯があるんです。そこで導入されてから、もう六、七年たってるんですけども、当時の説明だったら、とっくに2名窓口の職員が減ってると思うんですけど、1名でも減っておるんですか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 林委員の質疑にお答えいたします。

コンビニ交付を平成28年3月から導入しており、コンビニ交付の利用件数も増加傾向でございますが、マイナンバーカードの取得率は、令和4年8月末で48.95%でございます。カードをお持ちでない方が50%以上いらっしゃるため、窓口での申請者はまだまだ多く、住民票を取るだけでも、世帯主との続き柄が必要となる場合や、本籍欄の記載が必要となる場合があるなど、自分で判断できない場合はカードをお持ちの方も窓口で申請をされています。

また、マイナンバーカードをお持ちの方が、住所を移動するたびにカード情報を書き換える際に、電子証明書の暗証番号を入力していただく作業や、カードに住所を新たに記載する作業が増加していることから、現時点では職員の削減については実現しておりません。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 当然こういう結果は、最初から分かっとったわけなんです。それでマイナンバーカードは、もう特に普及するのは、高齢者が身分証明するものが免許証とかないから、身分証明の代わりになるんです。それは、そういうことをPRして、もうマイナンバーカード取得に、早急に全市民が取得するように努力して増やしますと。

そうして、その中でコンビニ交付が便利なわけですから、そっちが増えるということ、2名職員が削減できるんですということを強く言われました。ですから、今マイナンバーカード普及ができずに、国がテコ入れしてやっていますけど、それ以前に、担当部署は努力して取得させて、コンビニ交付を増やしますということだったんです。

それで、そのコンビニ交付の手数料が要るわけなんやけども、それかなり負担しておるんです、市がね。そういうこともあって、それはやめとくと言うたはずなんやけどね。それで一遍計算してみてください。ものすごい高い手数料払とるということになっとなんやね。それでもうやった以上あれなんで、早く実現するように努力をされておると思うんですけどね。

そういう事情ですから、コンビニ交付を増やしてほしいと。これは希望言うたらあかんねんけども、そういう事情です。

終わります。

○神吉委員長 質疑になっておりませんので、答弁は結構です。

次の事業へ移ります。山下委員。

○山下委員 それでは部局のほうから資料として提出していただきました、17ページの令和3年度国民健康保険事業、これについて質疑をさせていただきます。

令和3年度に、短期保険証交付世帯及び資格証明書交付世帯、それぞれの人数は何人になっておるかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 山下委員の質疑にお答えいたします。

御質問では世帯数となっておりますが、令和4年3月末時点の短期被保険者証の交付世帯が211世帯、人数が353人でございます。資格証明書交付世帯につきましてはゼロでございます。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 その短期保険証は、何か月利用できるものになっておるのですか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 こちらにつきましては、納税相談などによりますけれども、基本1か月でございますが、年金の収入などがあつた場合に、納付される方につきましては、2か月の保険証が発行されておりましたり、あとは高校生以下の方につきましては、6か月の短期証をこちらにつきましては、自動的に交付しておりますので、切れ目なく保険証のほうは使えるという状態になっております。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 その短期保険証の交付してもらっております世帯211世帯、353人、基本的には1か月使える保険証ということで、そのたびにこの人たちが窓口相談に行かれて、そして適切な相談に対して、相談を受けておられて、いろいろな御事情を聞いておられるというような状況というふうに、捉えておいたらいいわけでしょうか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 山下委員おっしゃるとおりです。

以上です。

○神吉委員長 続いて、後期高齢者のほうも山下委員お願いします。

○山下委員 続きまして、同じく部局のほうから出していただいた資料の18ページに、



令和3年度後期高齢者医療事業特別会計決算というところがあります。この中でその令和3年度短期保険証及び、資格証明書の交付の人数は、それぞれ何人なのでしょう。教えてください。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 後期高齢者の令和4年3月末時点の短期被保険者証の交付人数でございますが、19人でございます。資格証明書交付人数はゼロでございます。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 その後期高齢者医療事業の短期保険証の交付されて、交付を受け取られます、19人の方の保険証の何か月の保険証になっておりますか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 こちらにつきまして、納付の期間によりまして、3か月または6か月の短期証を交付しております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 後期高齢者医療事業を受けておられる方というのは、障がいを持たれておられる方とか、あるいはまた75歳以上の方とかだと考えておるわけですが、そうなってきますと、役場の窓口で御相談に来られるのが、なかなか大変な状況にあられる方もいらっしゃるのではないかと思います。その納付相談等どのような状況なのかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 役所のほうには来れない方の場合につきましては、電話などでの対応をしておりますが、短期証につきましては、有効期限到達前に新しい保険証を送付しておりますので、保険証が使える期間というものがございますので、そちらのように対応しております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 少しお尋ねいたします。この後期高齢者医療事業の保険料を滞納した場合、たしかペナルティーこれが課されたように思うんですが、間違っていたら申し訳ございません。ちょっとその辺りの御説明をお願いいたします。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 特にペナルティーというところについては、私は認識しておりませ

ん。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。これで事前に通告いただいております質疑は、全て終了しました。

この際、関連もしくはその他で質疑を受けても構いませんが、委員の皆様いかがでしょうか。ありませんか。

田中課長。

○田中生活衛生課長 失礼します。先ほどですけど、林議員から質疑があった家庭ごみと資源物の内訳金額であります。遅くなっていますけれども、令和3年度の家庭ごみの金額につきましては、1億4,595万9,000円となります。資源物につきましては5,890万1,700円となります。

以上です。

○神吉委員長 それが合わせるとトータルが先ほど事業費の決算になっているわけですね。分かりました。そのことに関して林委員よろしいか。

そのほか、ございませんか。

ないようでしたら、これで市民生活部の審査を終了します。

説明職員の皆様、どうもありがとうございました。

午後1時から次を始めます。午後1時まで暫時休憩とします。

午前 11時50分休憩

---

午後 1時00分再開

○神吉委員長 休憩を解き、決算委員会を再開します。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力お願いします。

審査に入る前に、説明職員の皆様にお願いをいたします。説明及び答弁は自席で着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言して、委員長の許可を得てから発言をお願いします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。マイクの先端が口元に向くように、今のうちに準備をお願いします。

また、委員の皆様をお願いします。質疑は行政全般あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものでありますので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。

論点が違う場合を除いて同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。また説明職員の方は、必要な場合を除いて同じ答弁は省略していただいて構いません。

それでは、健康福祉部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ、簡略に概要の説明をお願いします。

それではお願いします。橋本部長。

○橋本健康福祉部長 それでは私のほうから初めに、概略につきまして説明をさせていただきます。

健康福祉部では、令和3年度予算の施政方針に掲げる、子どもが健やかに育つまちづくり、そして保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりの実現に向けて、各施策に取り組んでまいりました。

子どもが健やかに育つまちづくりについては、新生児応援給付金や結婚後の夫婦を対象とした住居費支援、出会いの場づくりなど、少子化対策、人口減少対策に取り組ましました。

また、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりについては、高齢者の保健事業と介護事業を一体的に実施する取組、介護人材の確保対策、手話施策推進事業、外出支援サービスによる地域生活支援の充実、ひきこもり当事者や家族への支援、高齢者通いの場づくり応援、生活困窮者各種支援など、担当部署が連携を深めながら取組を進めてまいりました。

決算内容として特徴的な事業としては、令和2年度から継続の、旧一宮保健福祉センター建物の社会福祉協議会への施設移管に伴う改修費補助、医療資源が希薄な一宮北部地域への医療拠点施設整備事業、新型コロナウイルス感染症の感染防止や、重症化予防のワクチン接種事業、また感染症の拡大長期化に伴う支援策として、子育て世代、住民税非課税世帯等に対する給付金事業があります。

そしてとりわけ、令和3年5月20日から65歳以上を対象とするワクチン集団接種の実施については、宍粟市医師会等の全面的な協力の下、いわゆる宍粟方式とする集団接種会場を開設し、スムーズな接種を行うことができ、その後の各年代別接種、3回目以降への接種へと順調につなげることができました。

なお令和4年度は、年度当初から3年度の末から継続の3回目接種を実施するとともに、1月1日から4回目接種を各医療機関での個別接種方式として開始しております。そして、この9月17日から9月末まで集団接種会場を設け、4回目接種を希望される方を対象に、集団によるワクチン接種を行う予定としております。

この後、資料に基づく説明につきましては、次長より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○神吉委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長 失礼します。本日は健康福祉部の決算について審査よろしく申し上げます。私からは、健康福祉部の関係部分の資料について説明させていただきます。

ここで資料の訂正がございますので、御説明申し上げます。

まず、資料の追加訂正でございますが、昨日それぞれ配付があったと思いますが、資料請求のございました不用額の一覧について、訪問看護事業の部分が抜けておりましたので、申し訳ございませんでしたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、資料の訂正がございます。主な施策の成果説明書の22ページを御覧いただきたいと思ひます。

中段に歳入の表がありますが、お手数ですが、次のとおり訂正をお願いします。県支出金欄の令和2年度収入済額がゼロ円となっておりますが、そちらのほうは203万9,000円と修正をお願いします。合わせて増減額の欄40万3,000円のところをマイナス163万6,000円とお願いします。

続きまして、6の国庫支出金の欄でございますが、令和2年度の収入済額、203万9,000円をゼロ円としていただきまして、増減額の欄、マイナス184万8,000円のところを19万1,000円に訂正をお願いします。

今回、資料のチェックが徹底できておりませんでした。今後このようなことがないように進めたいと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。誠に申し訳ございません。

続きまして、健康福祉部の審査資料の説明ですが、審査会計につきましては、一般会計の民生費、衛生費部分、国民健康保険事業特別会計の保健衛生事業関係部分、国民健康保険診療所特別会計、介護保険事業特別会計、訪問看護事業特別会計の5会計に及びます。

一般会計部分では、決算書では民生費が92ページから122ページに係る経費で、主に、生活困窮者自立支援事業に関する経費、生活保護費に関する経費、高齢者福祉に関する経費、障害福祉に関する経費、児童虐待やDV対策に関する経費、児童手当に関する経費など、決算を計上しております。

衛生費では124ページから132ページに係る経費で、保健衛生に関する経費、母子保健に関する経費、市民の健康診断・がん検診に関する経費、新型コロナワクチン

接種を含む予防接種に関する経費を計上しております。

国民健康保険事業特別会計では、20ページの保健事業費から22ページの特定健康診査事業費に計上した経費で、主に、国民健康保険加入者の健康費用に係る決算を計上しております。

国民健康保険診療所特別会計では、30ページから48ページに示すとおりで、医療資源の少ない地域医療確保対策として、波賀診療所、千種診療所、発熱者臨時診療所、本年3月に診療を開始した、一宮北診療所の運営に係る決算を計上しております。

介護保険事業会計では、64ページから95ページに示したとおりで、介護保険事業計画に基づく介護保険事業の運営に係る経費を計上しております。

訪問看護事業特別会計では、98ページから111ページに示すとおりで、医療資源の少ない中で、在宅で医療的な支援の提供を行う、訪問看護ステーションの運営に係る経費を計上しております。

次に、主な施策の成果説明では、54ページを御覧いただきたいと思います。

当初予算の際、主な施策の説明書で説明した事業成果を、所属ごとに説明書を作成しております。

社会福祉課では、市から譲渡した旧一宮保健福祉センターに係る外壁塗装、屋根の改修費用を、社会福祉協議会補助事業として8,913万2,000円執行し、55ページでは、結婚後の住居に要する経費の一部を助成し、経済的負担を減らすことにより、結婚を後押しする新婚新生活支援事業として、国庫補助金を活用し、296万6,000円執行しております。

次に、高年福祉課では、56ページで市内で不足する介護職の育成や、マッチングによる確保対策として、介護人材確保対策事業を県補助金を活用して528万7,000円執行しております。

次に、障害福祉課では、57ページ、手話施策推進方針に基づき、手話の理解促進と必要な方が利用しやすい環境をつくるため、国県補助金を活用し、手話政策推進事業として1,124万3,000円執行しております。58ページでは、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい者の自立と、社会参加しやすい環境づくりとして、タクシー料金の一部を助成する、外出支援サービス事業として過疎債を活用し、7,701万4,000円執行しております。

次に、保健福祉課では、59ページ、国保データベースの活用により、ハイリスク高齢者へのアプローチや予防事業を行い、健康寿命の延伸に取り組む高齢者の保健

事業と介護予防の一体的実施事業として、委託費を財源として32万2,000円執行し、60ページでは、令和3年4月から本格的に実施した、新型コロナワクチン接種1回目、2回目、3回目の接種に取り組んだ費用を、全額国庫負担金を財源として、2億6,523万7,000円執行しています。

次に、福祉相談課では、61ページでアンケート結果からの2次調査として、訪問調査による実態把握や相談窓口に係る経費を、ひきこもり対策推進事業として、国庫補助金等を活用し531万円執行しております。62ページでは、地域や団体が運営される通いの場の運営費の助成や、専門職員を派遣し、フレイル予防に取り組んだ費用を、高齢者通いの場づくり応援事業として、国庫補助金を活用し191万9,000円執行しています。

次に、一宮保健福祉課一宮北診療所では、63ページになりますが、今年3月より開院しました一宮北診療所の整備費用として、旧一宮北保育所の改修経費、発熱外来棟の新設等に係る経費を、一宮北部地域医療拠点施設整備事業として9,315万6,000円執行しております。

64ページから67ページには、各課が行った主な事業の決算を示しております。特にコロナ禍において経済的な影響を受けやすい、子育て世代やひとり親、住民税非課税世帯には、国庫金を財源とする交付金の給付を行い、また地域創生臨時交付金等を活用し、市独自による交付金の支援を行ったところでございます。

また、新規事業として、66ページ下段のオンライン婚活応援補助金補助事業、66ページのがん患者アピアランスサポート事業などにも取り組んでおります。

健康福祉部では、このほかにも波賀保健福祉課、波賀診療所、千種保健福祉課、千種診療所、訪問看護ステーションにおいて、各地域を中心とした保健福祉への対応や、地域で診療が受けられる体制の確保に取り組んでおります。

続きまして、独自資料の決算委員会資料におきましては、会計ごとに各課の所管部分について、事業ごとの決算額や実績人数などを示した資料を作成しております。資料請求のありました内容につきましては、外出支援サービス事業の部分では、15ページから16ページに示してありまして、不用額の一覧につきましては、訪問看護以外の部分については、各会計の後半に該当部分の一覧として示してあります。

最後になりますが、昨年度も令和2年度に引き続き、健康福祉部の業務は通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が大きな業務となりました。特に新型コロナウイルスワクチン接種では、新型コロナワクチン接種推進室を中心として、宍粟市医師会の協力の下、市の職員全員の全面的な協力体制で、4月1日より

本格的な接種を開始し、木曜日の午後、土曜日の午後、日曜日の午前、午後に実施し、半日で約800人、日曜日には午前、午後で約1,600人の方に効率よく接種を行うとともに、高齢者や障がいのある方にも丁寧な接種に心がけ、大きなトラブルもなく取組ができたと考えております。

そのほかにも、感染の拡大とともに、国の方針として、病院や宿泊施設での療養から軽症者は自宅療養との方針転換があり、市内でも自宅療養者がかなり増える結果となったことから、親族等からの支援者がいない方には、5日間分の支援物資を配布し、在宅支援に取り組みました。

また、先ほども申し上げましたが、コロナ禍で経済的な影響を受けやすい子育て世代やひとり親世帯、住民税非課税世帯などへの各種支援金の給付を行うなど、コロナ禍の中でワクチン接種による着実な感染対策の推進や、市民の方への寄り添った支援に取り組んだところでございます。

以上で、健康福祉部の所管する部分の決算に係る資料と説明を終わります。引き続き審査をよろしく申し上げます。

○神吉委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告のある委員から打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

まず、八木委員をお願いします。

○八木委員 そしたらよろしくお願いたします。まず当該資料ですけれども、成果説明書の22ページ、訪問看護事業特別会計で、繰入金が予算に比べて大きく減額をしているんですけれども、その理由をお聞かせください。

○神吉委員長 荒尾所長。

○荒尾訪問看護ステーション所長 失礼します。訪問看護の荒尾といいます。よろしく申し上げます。八木委員の質問にお答えいたします。

宍粟市は市域が広く、民間の訪問看護事業所だけでは、訪問看護が行き届きにくい地域があり、市が宍粟市訪問看護ステーションを設置しています。経営的には不利な条件であるため、収支の均衡が難しく、事業に要する歳出に対し歳入が不足する金額を一般会計から繰り入れています。

令和3年度会計における繰入金減額については、事業収入が予算に対し約500万円多かったこと、業務費の支出が予算に対し約750万円少なかったこと等により、繰入金が予算に対し1,273万円少なく済みました。なお、国庫・県支出金についてはどちらも補助金であり対象の支出もありますが、それぞれの収入分だけ繰入金が少なくて済むようになっております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 そしたら続きまして、部局資料の51ページなんですけども、③なんですけども、4地区における利用者が大きく異なっているんですけども、その理由と現状の説明をお願いします。

○神吉委員長 荒尾所長。

○荒尾訪問看護ステーション所長 4地区における利用者が大きく異なる理由についてですが、民間の訪問看護事業所は、山崎町内に3か所、波賀町内に1か所あります。山崎町内、波賀町内は民間事業所があるため、市の訪問看護ステーション利用者は少なくなっている状況です。一宮町、千種町には民間事業所がなく、利用希望者が多い状況で、このような数字になっております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 今の説明で一宮町はゼロということで、440人ほどと分かるんですけども、山崎町、民間が3か所と聞いたんですけども、それでも433人おられるということなんですか。

○神吉委員長 荒尾所長。

○荒尾訪問看護ステーション所長 はい。延べ人数で、延べ利用者がその数字になっております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次は山下委員お願いします。

○山下委員 主要政策成果説明書の55ページの、結婚新生活支援事業、これ令和3年度から令和4年度の事業期間となっております。そこで、令和3年度の事業内容等について質疑をさせていただきます。

補助金額が上限30万円となっておりますが、支給されている額が10万円未満から30万円と差がある主な要因を教えてください。まず1点目お願いいたします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 失礼いたします。社会福祉課の安井です。よろしくをお願いいたします。山下委員の御質問にお答えさせていただきます。

成果説明にも書かせていただいておりますが、支給額が10万円未満の御夫婦が1組ございます。ここの部分につきましては、住居手当が職場から全額支給されることで、自己負担をされました初期費用についてのみ助成をしたことから、この



金額となっております。それ以外につきましては、上限に達していない御夫婦につきましては、公営住宅など家賃が安いために、上限額に達しなかったなどの理由となっております。また、11組のうち、お一組につきましては、令和3年度中に上限に達しなかったことから、令和4年度で差額を支給しているような状況にございます。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 そしたら、2番目の質疑に移らさせていただきたいと思います。

事業の成果評価等ということで、アンケートを取ってくださっております。そのアンケートの結果の中で、肯定的でないと言ったら、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、とても役立ったとか、自分たちの結婚は地域に応援されていると感じるとか、以外の回答されてる方がいらっしゃるところが、少し気になったわけではありますが、このような回答をどのように理解して、そしてまた改善策というのを、令和3年度お考えになられてるのかどうか、ということを質疑いたします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 ここに記載をしております本事業が、経済的不安の軽減につながったか、また地域に応援されていると感じるかという質問に対しましては、ほぼとても役立ったですとか、応援されていると感じるというようなお答えをいただいた方が多かった状況にございますが、それ以外の方につきましては、そう感じた理由というのを直接にはお聞きしておりませんが、別のアンケート項目で、ほかに経済的な不安が、例えば結婚式費用ですとか、新居の家具を購入する費用、そういったものに経済的不安を感じるというようなお答えもございましたので、今後こういったところも、補填していけるような制度を考えていければいいんですが、現在のところ、この事業は国庫補助金、国の制度を活用して実施しているものですから、そのはみ出した部分については、市の単独予算となりますので、その辺りは今後しっかりと検討しながら、本当に必要とされる範囲での助成を検討してまいりたいと思います。

また、肯定的でない御意見というところでは、この制度を結婚前に知ったという方が11組中6組で、それ以外については届出時に知ったというようなお答えがあったことから、市としましては、さらに周知に努めていく必要があると考えております。

以上です。

○神吉委員長 すいません。私からも聞かせていただきたいんですけど、これはどのような周知によって、市民の方が応募されたと思っておけばいいですか。

安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 アンケートの際にお聞きした状況によりまして、ホームページでこの制度を知ったという御夫婦がほとんどでした。それ以外には、婚姻届を出した際に戸籍の窓口でチラシを受け取って、こういう制度があるということを知って、申請に来ましたというようなお答えをいただいております。

以上です。

○神吉委員長 分かりました。今井委員お願いします。

○今井委員 それではお願いします。これちょっとあっさりした質問なんですけども、新婚その同じところで、予算をほぼ満額使ってるんですけども、これは補正予算か何かでこうなったのか、要するに断ったカップルはないんでしょうね、その確認だけです。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 今井委員の御質問にお答えいたします。

当初の予算時から10組を見込んで予算計上しておりました。おおむね見込みどおりの申請がございました。お断りした御夫婦はございませんでしたが、電話等で所得要件の確認等をいただいたことはございます。その方につきましては、かなり所得要件をオーバーしていたということで、対象になりませんねということで、直接のこちらへの申請や御相談はございませんでした。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次は八木委員お願いします。

○八木委員 主要政策の56ページなんですけども、介護人材確保対策事業で、まず一つ目なんですけども、11回の講座で9名の方が受講されたと言っておられますが、その方、試験を受けられて資格を習得された方は、何人かおられるのでしょうか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口福祉相談課長 失礼します。介護支援専門員実務研修受講試験対策講座における資格取得状況につきまして、お答えさせていただきます。

当講座の開催におきましては、令和元年度から取り組んでいるところでございますが、令和3年度におきましては、9名の方の受講をいただいております。そのうち2名の方が、試験に合格されておるといったところでございます。介護支援専門員証の交付を受けるに当たりましては、試験合格後87時間の実務研修を修了する必

要がございます。2名のうち1名におきましては、既にこの実務研修を修了され、1名の方におきましては、現在研修を受講中といったところでございます。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。そしたら二つ目なんですけども、これ採用の件なんですけども、事業所に対して、採用後の助言を行い、離職防止対策を図ったとあるんですが、令和3年度離職者はおられたのか、なかったのか、ちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口福祉相談課長 失礼します。介護人材確保定着対策業務における離職防止対策による離職者状況におきまして、お答えさせていただきます。

業務におきましては、業務委託をしているところでございますが、宍粟市総合的な仕事の相談窓口となる、「宍粟わくわ〜くステーション」を窓口としまして、令和3年度には、介護事業所への見学等、紹介を68人に行い、うち21人の採用となっているところでございます。

離職防止対策におきましては、この採用された方々が、雇用環境などの理由による早期離職を防止することを目的に、月に1回以上事業所へ訪問等により、また聞き取りや助言の支援を行っておるといったところでございます。この支援期間につきましては、基本3か月としておるところでございます。この期間内において離職者はいないといったところでございます。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 採用後3か月間、月1回はそういう助言とか、そういうあれをされるということで、それ以降はないということなんですかね。それ以降辞められた方に対しては、ちょっと分からないということ。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口福祉相談課長 失礼します。離職防止につきましては、早期離職を防止するというようなところを基本としておまして、一応、3か月といった内容で、業務内容を委託しておるといったところでございます。ちょっとそういうことを言われると、確かにその把握は、現在していないといったところがございますが、そのほか、離職防止におきまして、いきなり正職員とかいうのではなく、介護アシスタントとか、そういったような視点で、介助員の補助とか、軽微な仕事をこういったことと

して、取り入れてはというようなことで、事業所のほうにも案内しながら慣れていただくような環境整備というようなところで、事業所のほうとも相談しながら、そういうところも取り組んでおると、そういうところでございます。

○神吉委員長 よろしいですか。続いて八木委員をお願いします。

○八木委員 続きまして、同じ説明書の57ページなんですけども、手話施策推進事業で、手話通訳者を派遣することで支援ができたとありますが、どのようなところに派遣されているのか。それでまた手話通訳者は、市内に登録されてる方でいいんですけれども、何人おられるのか伺います。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 失礼いたします。1点目の手話通訳者の派遣先ですけれども、医療機関や講演会、生涯学習の講座、あと金融機関などで、基本的には希望されたところへ派遣を行っています。

2点目の手話通訳者の人数ですけれども、市の意思疎通支援事業の手話の登録者は、令和3年度末で14人ということで、そのうち8人が市内の方です。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 すいません。そしたら、もし仮にどこかで講演会がありますということがあって、それを市のほうに手話の方お願いしますと言えば、それはそれで対応してもらえるのでしょうか。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 意思疎通支援事業の利用の仕方なんですけれども、利用者の方から派遣申込書を市に提出いただいて、市が派遣調整を行って、申込者に決定の連絡を入れております。基本的にはその派遣事業で対応できるわけですけれども、緊急事態というようなことになると、市の設置の手話通訳者が対応するというようなことになっております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 あともう一つだけ、ただいま市内で8人で、市外の方が6人ということになるんですけれども、今のところこの14名ぐらいで、何とかそういう対応はできてるということなんですか。それともまだちょっと少ないなということなんですか。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 少し具体的にいいますと、派遣件数が621件のうち460件が手話で、要約が161件になってます。あと手話通訳の方法なんですけど、市の意思疎通支援事業のほかに、兵庫県の通訳センターというところの派遣もありますので、それと組み合わせてやっておるといところで、手話に関しての市の部分だけを見ますと、399回が派遣ということになっています。

以上です。

○神吉委員長 いいですか。次は山下委員。

○山下委員 主要施策成果説明書の58ページの外出支援サービス事業について、質疑をさせていただきます。

この事業は平成17年度から始まっております。そこで令和3年度の事業の成果評価等というこの文章の中に、この制度が市の財政負担となっている状況を改善すると記載されております。この財政負担となっている状況を改善するという、この方針のために、外出が困難になる人に対する対策を伺います。まず1点目です。よろしくお願いいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 令和3年度の外出支援サービス事業につきましては、前年度と同様の制度で支援を行いました。決算額は約7,600万円でした。この外出支援サービス事業につきましては、ここ数年8,000万円前後の市の負担がありまして、今後の高齢者世帯等の増加や市が厳しい財政状況にあるということ、それとその点を踏まえて、議会のほうからも、持続可能な制度となるよう検討するよう、そういう必要があるとの御意見をいただく中で、令和2年度、3年度の常任委員会の継続調査として協議をいただき、今回の制度の見直しに至りました。

障がいのある方や高齢者が日常生活の移動支援を必要とする中で、外出支援は必要なサービスであるという、そういう認識の下で、どうやって将来に向かって持続可能な制度とするかという視点で、協議して見直しを行ったところです。対策としてなんですけど、引き続き外出支援サービスにより移動の支援を継続してまいります。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 それでは2番目の質疑にまいりたいと思います。

令和3年度におきまして、この外出支援サービス事業の利用者の意見を聞くという方向性が示されなかった理由をお尋ねいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 この制度の見直しに当たりまして、市民の代表の声や事業者からの意見を聞くという機会を設けました。先ほど申し上げましたとおり、この事業を将来にわたって続けられるというようにということで、見直しを行ったものですので御理解をお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 質疑ですので質疑を行います。その外出支援サービス事業を利用されている人の意見を直接聞くというような、方向性が示されなかった理由をお尋ねいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 直接には声を聞きませんでしたけれども、市民の代表の方でありますとか、先ほど申し上げました事業者の中から声を聞く中で、外出支援で本当に助かっているというような声がある一方で、市の負担が大き過ぎるという指摘もあったことは事実です。

そうした中で、先ほども申し上げたんですが、将来に向けて持続可能な制度とするために、今回の見直しを行ったところです。今後も常に制度の検証は必要と思っております。利用状況の把握や分析に引き続き努めていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 次は、八木委員、同じところでお願いします。

○八木委員 すいません。私のほうは部局資料の15ページなんですけれども、登録者数と実利用者数に開きがあるんですが、その理由ですね、それを分析されているのか。また、それをどのように課題を認識されているのかを伺います。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 登録者より実利用者が少ない理由ですが、個別申し立ての方以外には、手帳の要件ということで、一定の基準で交付してますので、現に利用券を使用しなくても交付申請される方はいると思っております。そのほかに考えられることとしまして、申請をしたんですが利用される前に入院された、亡くなられたという方がいらっしゃるし、今は必要ないが、家族の支援がどうしても無理な場合があったら使いたいから申請した、そういうようなこともおっしゃられる方もおられます。令和2年度と比較しても、利用の割合はそんなに変わっておりませんので、外出サービスが提供できているとは思っております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。続いて山下委員。

関連ですか。前田委員。

○前田委員 午前中の市民生活部で、地域生活交通対策事業の課題で、移動困難者などということがあったんですけども、外出支援サービスでも、この4月に制度改正されまして、北部のほうでは高くなったというようなことも声も聞きます。そんな中で、市民生活部はもうこの移動困難者というのは、福祉のほうは部局が担当しますということなんですけども、もうその辺の地域生活交通対策事業へのお考えは、何かお考えがありますか。確認します。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 公共交通のほうにつきましては、日頃協議を行っておるところですが、公共交通のほうで、一宮の北部のほうでは、互助による輸送というのを試行的にやってみようというようなことも考えられております。それに合わせまして、外出支援サービスもほかの方法で、何か支援ができないかというようなことは、公共交通との兼ね合いの中で、今後も研究が必要とは考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいでしょうか。山下委員お願いします。

○山下委員 主要政策成果説明書の59ページです。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業ということで、この事業の実施期間は令和3年度からということで、令和3年度決算執行額といたしまして、32万2,000円という事業でございますが、ちょっと内容の具体的な説明をいただきたいくて、質疑いたしております。

まず、国保データベース、KDBシステムというのが、どのようなものなのかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 山下委員の御質問にお答えをさせていただきます。

国保データベースシステム、略してKDBと言われているんですけども、これにつきましては、国保連合会が保険者の委託を受けて、特定健診、特定保健指導、また後期高齢者医療を含む国保の医療の状況、また介護保険の情報等を活用して、保険者の効果的かつ効率的な保健事業の実施をサポートすることを目的として、構築されたシステムということになっております。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 そしたら、今度次の質問とさせていただきます。

ハイリスクアプローチ、1番のこの事業内容、令和3年度事業内容の中の1番と

いたしまして、ハイリスクアプローチ、それからまたこの2番のポピュレーションアプローチ、この概念というものは、どのようなものなのかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 御質問にお答えをさせていただきます。

ハイリスクアプローチなんですけれども、先ほども説明をさせていただきました、KDBのシステムを活用をさせていただきますして、高齢者の方でリスクを持っておられる方を抽出をさせていただきますして、その方たちを対象に重症化等を予防するための取組を実施をするということになっています。

リスクとしましては、一つ低栄養、二つ目が糖尿病性腎症重症化予防、三つ目が健康状態不明者という、三つの区分になっております。低栄養に関しましては、抽出の対象としまして、令和2年度の特健診受診者のうち、BMI、肥満度になるわけなんですけれども、こちらが18.5かなり痩せておられる方という形になります。未満でかつ別に高齢者の方に、質問表を記載をしていただいているんですけれども、その質問票の中で、健診を受けられた時点で遡って、半年間の間に二、三キロ以上の体重減少があった方に対して、栄養士が訪問をして指導を行うというものになっております。

二つ目の糖尿病性腎症の重症化予防、糖尿病から腎臓を悪くし透析に至るという方が多いわけなんですけれども、この方たちにつきましては、令和3年度の特健診受診者の中から抽出をさせていただきますして、ヘモグロビンA1cという糖尿の検査があるんですけれども、その数値が7以上でかつ医療機関で受診をされていない方、これがKDBでクロスできるわけなんですけれども、こちらで対象になられた方に、保健師が訪問をして医療機関への受診勧奨などを行いました。

三つ目の健康状態不明者になるんですけれども、こちらにつきましては、平成30年度から令和2年度の3年間に、KDBのシステムの中で特健診を受けられていない。それから医療機関もかかれていない。また、介護サービス、また市の訪問事業等の利用がない方で、健康状態がどうなのかが分からない方を抽出をさせていただきますして、保健師が訪問し健康状態を把握して、状態に応じて必要な、介護サービスが必要な方は介護サービスにつないだり、医療機関の受診につないだり、また健診等を受けていただくような形につながをさせていただきました。

ポピュレーションアプローチにつきましては、こちらは一般的な高齢者の方、特にハイリスクの方と区分なく、一般的に後期高齢者の方を対象として、高齢者の健



康づくりの取組を広く行うものです。

主には、通いの場に栄養士、歯科衛生士、保健師、理学療法士などの専門職を派遣して健康教室、健康相談を行い、フレイル予防の普及啓発を行っております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 どうもすいません、ありがとうございます。3番目の質問に入らせていただきたいと思うわけですが、その1番のハイリスクアプローチ、この方の人数は、個人個人で人数が分かるかなと思いますので、教えてください。

また、先ほど聞きましたポピュレーションアプローチというのは、通いの場でそこに保健師さんとか、専門職の方が行っていただいているということで、人数等何人と聞いても、ちょっと難しいかもしれないんですけども、分かるようでしたら教えてください。お願いいたします。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 低栄養の部分なんですけれども、令和2年度の受診者特定健診の受診者のうち、対象者が15人ありまして、そのうち11人に訪問をさせていただいております。訪問に至らなかった方につきましては、入院されていたり、既に令和2年の受診で、令和3年度の事業となっておりますので、お亡くなりになられたりという方もおられました。

二つ目の糖尿病性腎症重症化予防ですけれども、こちらの対象者は13人おられまして、13人の方全員に保健師の訪問が実施をできております。

三つ目の健康状態不明者の方ですが、こちらの方につきましては、対象者が28名おられまして、28名の方に訪問指導をさせていただきまして、この方たちの約半分の方につきましては、本当に健康でお元気で、特に医療とか介護等が必要な方ではなかったんですけれども、かかりつけ医を持っていただくとか、検診は定期的に受けていただくなどの御案内をさせていただき、残りの方につきましては、受診につなげたり、あと必要な介護サービスにつなげさせていただきました。

ポピュレーションアプローチなんですけれども、令和3年度につきましては、コロナの影響もありまして、通いの場は107か所全部に行かせていただく計画を立てておりましたけれども、実際は67か所に専門職の派遣が実施でき、延べになりますが、690人の方が参加をしていただきました。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 今の説明を聞かせていただいて、高齢者の人たちにとったら、本当に保健師の方が訪問してくださって、健康状態等を聞いてくださって、そしてその改善策と指導してもらえるとということで、本当によい事業だなと思うんですけども、令和3年度決算執行額32万2,000円というようなこととか、あと事業期間が令和3年度からということで、今後の方向性をこの決算で聞くべきかどうか分からないんですけども、どういったような方向になっていくのか、といったようなこと教えていただければと思うのですが、質疑になっていなかったら申し訳ありませんが、お願いいたします。

○神吉委員長 今後の方向性もよろしいです。聞いてください。

平尾課長。

○平尾保健福祉課長 予算額なんですけれども、既に通いの場等は実施がありますし、保健福祉課のほうでは、高齢者の方対象に必要な方には、もう訪問指導であるとか、健康教育であるとかというのを、既に実施をさせていただいております。

ただ、それぞれの課がばらばらで、実施をさせていただいたりとかをしておりますけれども、この一体化という部分で、市民課、福祉相談課、保健福祉課がいろいろと、どういう形で進めたらいいのかということ、協議をさせていただきながら、できるだけ効果的な実施の方法、またどういうアプローチをすればいいかというような、一人一人の協議といいますか、もさせていただいたりというような形で、進めさせていただいておりますので、今後もそれをより単発でふつぷつということではなく、継続した関わりができるように、一度受診を医療機関を受診をされても、また中断されるような方もいらっしゃる、ということもありますので、そのような方へのアプローチなども、今後できればいいのかなと考えておりますので、令和3年度に始めたばかりですので、今後も引き続き連携を取りながら、また医師会等との協力も得ながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 関連でありますか。

この事業は事業評価でしますので、もう少し深掘りしておきたいと感じるんですが、私のほうから聞かせていただきたいのは、今回の予算に対して半減している、これは金額だけで計れるものではないと思うんですけど、令和4年度の予算を見させていただくと、3年度の予算よりも減額されている。この金額だけではないかもしれませんが、内容を何か変えようとかということでそうされたのか。それともどうなんだろうね。今回の令和3年度の決算はどうだったのかという判断を、

金額だけでできるかどうか分からないんですけど、そこをちょっと教えてもらいたいんですけど。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 なかなか今までも取り組んでいた事業でありますので、どこにどのような形で予算を計上すればいいのかという辺りのところも、3課で協議しながらさせていただいてるんですけども、重立ったものとしては、訪問したりとかするときのガソリン代であるとか、教室等で使う消耗品が主なものになりますので、当初思っていたよりは、ガソリン代がそんなに要らなかったり、消耗品に関しましても、健康教室等で使う媒体も一つ作成すれば、そんなにお金がかからなかったりというような辺りのところで、予算のほうを見積りをさせていただくような形になっておりまして、まだ手探りのところも正直、こちらにこの予算を置いたほうがいいのか、各担当のところの予算で賄えるものなのか、という辺りのところは大本のその市民課の担当とも相談をさせていただきながら、という形になりますので、この事業費で全てのこの事業全体の費用が賄っているわけではないということは、御理解いただけたらと思います。

○神吉委員長 橋本部長。

○橋本健康福祉部長 この事業につきましては、59ページの目的のところにも記載させていただいておりますけれども、高齢者の保健事業につきましては、市の大きな組織の中で、国民健康保険の保健事業と、あと健康福祉部におきます介護予防の事業と、それぞれ所属がありまして業務を行っておりますが、このKDBの国保データシステムを使いながら、一体的に市民にその事業として還元していくということで、事業費だけではちょっと計れない部分がありますが、今まで国保データベース事業の活用というのがない中で、新しくこの活用した中で、保健・健康・介護の増進を図っていくことで、これから進めていく、また進んでいくものと思っております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員よろしいですか。

それでは次、ひきこもりは山下委員お願いします。

○山下委員 それでは続きまして、主要施策成果説明書の61ページのひきこもり対策推進事業、これについての質疑をさせていただきます。

この事業の令和3年度の決算の執行額が531万円となっております、前年度決算比231万円の増となっております。そこでこの委託料453万9,000円、この内訳の御説明をお願いいたします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 山下委員の御質問にお答えさせていただきます。

委託料の453万9,000円は、ほぼ人件費が占めております。内訳としましては、人件費が426万5,000円、研修費等旅費が11万2,000円、光熱水費が6万6,000円、電話・インターネット等の通信費が9万6,000円ということになっております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 この令和3年度の委託先というのを教えていただきたいのと、それから令和3年度におきましては、北部におきましては、まだそういったところがなかったと理解してよろしいのでしょうか。その辺り、すいませんがお願いします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 令和3年度は、令和2年度に引き続きまして、歩歩さんのほうに委託しております。ひまわりの家に。それで北部の居場所につきましては、令和3年度はまだ設置できておりませんが、令和4年度今いろいろ検討しているところではございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 それでは次のあらかじめ出ささせていただいた、質疑に移らせていただきます。

ひきこもり相談事業の成果、評価というところなのですけれども、申し訳ありませんけれども、もう少し具体的な説明を願いたいと思うわけでありまして。例えば、この多様な相談というのが、どのような多様な相談であったのか。また多様な選択肢、これは今宍粟市におきまして、どのような多様な選択肢が提供できるのかといったようなことを質疑いたします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 2点目の御質問にお答えさせていただきます。

ひきこもり相談事業の具体的な成果なんです、ひきこもり相談では、アセスメント等関わり、タイミングがとても重要であるため、市の保健師と市の精神保健福祉士、それからひきこもり相談支援センター、播磨ブランチの相談員がチームを組んで相談に対応しております。

令和3年度は、年間12回の相談事業を実施しておりまして、来所相談が難しい場合は自宅に出向き、訪問相談も実施しております。支援が必要であるにもかかわらず、届いてない人に対しては、積極的に働きかけて、情報や支援を届けることが重

要と考えておりました、支援内容は様々ですが、人それぞれアセスメントに応じまして、当事者に応じた様々な支援、例えば医療機関を未受診の方でしたら、受診を勧めたり、障害福祉サービスや就労継続支援B型であったり、わくわくステーションの就労準備支援を案内したり、またさつき学級につないだりと、多様な関係機関と連携を取りながら支援を行っている状況です。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 令和2年度から始まりました支援でも、随分進んできたなという感想を持っております。きっちりとアセスメントされて、またアウトリーチ等もこの令和3年度は行われましたのでしょうか。質疑いたします。

○神吉委員長 アウトリーチ。有元課長。

○有元福祉相談課長 なかなか北部の相談も少ないというような状況が、令和2年度もありまして、令和3年度もアウトリーチ、訪問して状況をつかむようにしております。ひきこもりのある方は、その御家族とか、いろいろ異なる事情や経緯を抱えておられまして、生きづらさと孤立の中で日々葛藤されていることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援をしているところです。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 このひきこもり対策に対しましては、本当に非常に専門性も必要な中、本当によく頑張ってくださいと思っています。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 同じく、ひきこもり対策推進事業なんですけども、ひきこもりのサポート事業拡充の成果をお聞きします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 前田委員の御質問にお答えします。

県内においては、居場所の常設化を行っている市町はまだまだ少ない状況です。宍粟市は令和2年度から、ひきこもりサポート業務による居場所の提供を行っております。令和3年度はひきこもりサポート業務の拠点の開設を、週4日から週5日に拡充・常設化しました。また開設日を火曜日から土曜日にする事で、就労継続支援事業所、いわゆる作業所で就労されている方の利用であったり、自宅や仕事以外に安心して過ごすことができる場所が欲しいといった方に対しても、居場所の提供や相談を行う機会が増え、一定の成果はあったと考えております。

また常設開設した上で、月1回、夜20時まで開設し、利用者同士が交流する機会を設けるなど、継続した支援につながりやすい取組も行っています。継続的な支援を行うことにより、居場所の利用者の中には当初、医療機関の受診意欲がなかった方が受診につながったり、就労に関心がなかった方が、就労を意識するなど変化も見られると受託事業者の方から伺っております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 次に部局資料の24ページ、対象者は男性が多いと見てとれるが、対する相談者は、それに合わせて同性なのか、女性なのかというところを質問します。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 2点目の質問にお答えします。

兵庫ひきこもり相談支援センター、播磨 brunch の相談員は男性で、一緒に相談に入る保健師、精神保健福祉士は女性となっております。部局資料24ページに記載のとおり、令和3年度のひきこもりの定期相談では、男性の相談件数が多いが、女性の相談件数がない状況になっています。

女性の相談件数が少ない傾向は、他市でも同様でありまして、女性は家事手伝いや専業主婦といった役割を家庭で担っていることが多いため、一般的に女性のひきこもりは実情が見えにくく、男性のひきこもりよりも表面化しにくい側面があると言われております。こうした背景が少なからず影響し、数字に出ているものと思われま

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。前田委員。

○前田委員 ひきこもりをされて、男性の方やったら、女性の方と話しやすいとか、男性の方が話しやすいとか、そういった配慮というんですかね、そういうことはやられておられますか。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 相談を受ける際は、相談員とその当事者であるとか、家族が一対一じゃなくて、相談員も保健師も精神保健福祉士も3人一緒に入って相談を受けるので、そういう雰囲気づくりとか、そういうところの部分では大事にしております。

以上です。

○神吉委員長 橋本部長。

○橋本健康福祉部長 今24ページの資料で、実件数が確かに男性の方が相談が多いと実数は出ております。これは定期相談、播磨ブランチの相談員のほうによります実数でありまして、あと今前段課長が申し上げました、市内で委託をさせていただいておる相談事業所におきまして、女性の方も相談しやすいような雰囲気づくりとか、女性の相談員もおります。その中で例えば女子会と命名して、女性の方でも敷居が低く、相談しやすいような取組もさせていただいております。多角的なひきこもり支援をし、生きづらさを抱えておられる方を支援をしておる状況です。

以上です。

○神吉委員長 それでは、次、八木委員。

○八木委員 そしたら62ページの高齢者通いの場づくり応援事業で、教室に参加できない場合のフレイル予防として、しそうチャンネルなど様々な媒体を通して、情報発信しているとありますが、どのような手法を取られたのか伺います。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 八木委員の御質問にお答えします。

令和3年4月に、兵庫県に緊急事態宣言があり、通いの場の各教室の世話人様へいきいき百歳体操自粛のお願いと合わせて、介護予防の取組として、しそうチャンネルの動画配信の案内も同封して通知を行っておるところです。

その動画は6分番組の頭と体のええ時間という番組で、足踏みと数を数えるトレーニング等40パターンありまして、日に6回放映しております。動画案内に合わせ、ラジオ体操や智子の健康づくり、体力づくり編、ストレッチ編等の他の番組につきましても、合わせて周知しております。

また、しそうチャンネルを利用できない方もあるため、宍粟市訪問看護ステーションの理学療法士監修のコまちゃん体操のチラシを各教室に人数配布し、自宅でも安全にできる体操の取組も進めました。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 その最後に言われたコまちゃん体操ですかね、これはチラシをというのはどうなんですか、DVDとかそういうものになるんですかね、各家庭で見られるような。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 理学療法士さんが手書きで書かれた、こういう体操、椅子に座ってするような体操を手書きの絵で書かれたチラシA4、1枚です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 それは各家庭にも配られたんでしょうか。それは通っておられる方の。

○神吉委員長 栗山副課長。

○栗山福祉相談課副課長 すいません。いきいき百歳体操の教室に参加されている方に配布をしました。コマちゃん体操という、コマちゃんが何のことかなと思われていると思うんですが、コロナに負けるなということで、コマちゃんのコが片仮名で、そのまま体操という命名を、理学療法士のほうがしてつくっていただいたものを周知しております。

○神吉委員長 いいですか。続いて前田委員。

○前田委員 同じく高齢者憩いの場づくりの応援事業なんですけども、コロナ禍でなかなか活動できないと思いますけども、通いの場ができていない地域や団体へ開設に向けた支援の成果を伺います。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 前田委員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、いきいき百歳体操の自粛をお願いした時期もあり、通いの場の普及については、難しい1年であったと思っております。住民主体の通いの場は、単にいきいき百歳体操による身体機能の向上だけではなく、休んだ人の様子を見に行く等の見守り活動であったり、茶話会などの交流会といった地域のつながりや、移動販売等の生活支援にもつながっております。

活動ができてない地域や団体については、担い手づくりやアウトリーチが重要であり、生活支援コーディネーターとも連携しながら、地域が主体的に活動できるように関わり、アプローチしていくとともに、キーパーソンとなる老人クラブの世話役さんや、自治会長さんの協力も得ながら、立ち上げに向けて支援を行ったところです。令和2年度は1教室、令和3年度も1教室、新規の教室が立ち上がっているような状況です。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

審査の途中ですが、ここで休憩いたします。

2時30分まで休憩します。

午後2時15分休憩

---

午後2時30分再開



○神吉委員長 休憩を解き委員会を再開します。

午前中の市民生活部において、中本委員の質疑に対する回答が返ってきましたので、ここでお知らせします。

マイナンバーカードの出張の件数に関してです。

令和3年度の御自宅出張申請サービスは、令和3年10月から実施しており、出張回数は10回、計13人に対して実施しました。企業や自治会等へのお出張申請は出張回数25回、計204人に対して出張申請を実施しましたとのことでした。

それでは審査を続けます。次は中本委員お願いします。

○中本委員 主要成果説明の65ページ下段になりますが、オンライン婚活応援補助事業について伺います。

サイトへの登録やらオンラインでの婚活数に対しての補助だとは思いますが、これに登録された人数や効果や成果はどうだったのか伺いたします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 中本委員の御質問にお答えいたします。

この補助金といいますのは、先ほど副院長がおっしゃったように、オンラインで手軽にスマホ等を利用してマッチングが行えるように、そのオンラインシステムを使えるよう、結婚相談所等に登録をされたときの初期費用を補助するものとして立ち上げました。この補助金の申請者につきましては、令和3年度では6名の実績となっております。この6名の方につきましては、アンケートや電話での追跡調査を行いました。現在のところ成婚まで結びついた方はございません。ただ、令和2年度に助成をいたしました10人の中で、お一人は令和3年度中に成婚されたとの報告は受けております。

以上です。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 分かりました。なかなか効果とか成果が分かりにくい部分があるとは思いますが、続きまして予算より30%程度の決算ですが、何か原因があるのか、これ周知はどのようにされているのかお聞かせ願います。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 予算の積算といたしましては、民間の結婚相談所に登録をされる際の費用の助成ということで、お一人当たり5万円を想定しまして、10人分を見込んで予算を計上させていただきました。そのため目標値は10人と設定しておりましたが、実際に助成をしたのは6人であったため、6割であっ

たこと。また補助対象経費としております初期登録費用につきましては、兵庫県が実施しております、出会いサポートセンターなどは5,000円で登録が可能ですので、6名のうち3名が、その兵庫県の出会いサポートセンターを利用されたということで、実際の金額としましては、決算額としましては3割程度の実績となっております。

もう一点の御質問ですが、周知につきましては、先ほどの結婚新生活支援事業の補助金と同じように、ホームページでお知らせをしておりますのと、また市役所の入り口付近にチラシを置かせていただいたり、戸籍の窓口等でチラシを配布するなどの周知を行っておりますが、なかなかまだ皆さんに周知としましては、行き渡っていないように感じておりますので、今後さらに周知の方法を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 これも昨日ちょっとお話、総務部のほうであったんですが、LINEとかのツールとかを利用しての周知というのは、された実績はあるんでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 宍粟市のLINEではまだ実際にはお知らせ等は行っておりません。そのLINEにつきましても一度は検討したんですが、実際にまだ実施には至っておりません。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 費用もかからないということでしたので、ぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

○神吉委員長 次は出会いサポート事業です。林委員、お願いします。

○林委員 部局資料の6ページ、一番最下段ですけれども、出会いサポート事業について質疑いたします。

委託先は社会福祉協議会で、ずっと以前から委託をしておる事業ですけれども、事業内容というか、結果ですけれども、相談事業、これが241件の相談があったようです。それから紹介が16件、見合いが8件、それで交流イベント3回等々、ものすごい事業されておるんで、ごっつい成果が出とんかと思ったら、次のページの一番上を見ましたら、カップリング数が1、あと成婚とかがゼロな結果です。ものすごい事業をされとるのに、この結果が出ていない。そういう理由は何かあるんでし

ようか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 林委員の御質疑にお答えいたします。

林委員がおっしゃったように、この事業は従前より社会福祉協議会へ委託をして実施をしておりますが、以前のようにコロナ禍におきまして、大規模な婚活イベントは開催できないため、その分委託料は削減し3人対3人、5人対5人のように小さな催しなどを工夫して、実施をしてもらっているような状況です。

結婚相談員さんによる結婚相談なども実施をしていただいておりますが、その相談員さんが半数以上が交代されたこと。また昔のように若い人、特に女性と伺っておりますが、お見合いの話を持っていても、なかなかいい返事がもらえないというような課題があるという御意見も伺っております。

サポートセンターに登録されている会員さんの情報の整理も、なかなかきちっとできていないような状況にございまして、例えば登録期間を期限を切って、積極的に活動していただけるような仕組みに見直していくなど、この事業の在り方自体を見直すべき岐路に来ているのかなということを感じまして、先日より新年度予算に向け、課内でもどのような方法がいいのかというようなところを、協議を行っているところです。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 結果が出ていないということで、その手法について見直しを検討しておることなんですけど、そうだと思います。やっぱり社協がずっとしておる、その事業内容それがマンネリ化して、同じことを繰り返しておるからだと思うんですけどね。

そういう意味もあるんで、もうちょっと新しい、今までない新しい手法を検討をされるだろうと思うんですけども、そういうことで新年度予算に向けて検討してほしいと思います。

以上です。

○神吉委員長 次の事業に移ります。山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策成果説明書の66ページ上段、また部局のほうから出してくださいました資料の7ページの病児病後児保育事業、これについて質疑をさせていただきます。

令和3年度の決算の執行額は1,617万6,000円ということで、委託料が1,510万

1,000円というような形での委託事業というような形になっております。利用者のうち、宍粟の市民がどのぐらいいらっしゃるのかということ。それからほかのところの方が、どのぐらいいらっしゃるのかというようなことをお尋ねします。

また、その事業を利用されている保護者の方の就業先、それから令和3年度におきまして事業を利用された理由、それからまた令和2年度に比べまして、利用されている人数が増加しております。その辺りのところを質疑いたします。そしてその増加したということによりまして、運営上の差し障り、障害等なかったのかということをお尋ねさせていただきます。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 山下委員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度中の利用者につきましては、延べ児童数で158人となっておりますが、このうち市外からの利用児童数は延べで26人、実人数で申しますと児童数では4人、保護者数では3人となっております。この方々につきましては、いずれも保護者の方が宍粟市内に勤務をされております。

全体で利用されている保護者の実人数は25人となっておりますが、このうち、母親の就業先別で見ますと、総合病院を含めました公務員が11人、民間にお勤めの方が14人となっております。ただ延べで申しますと、延べ児童数では158人中、総合病院などの公務員のお子さんが延べで94人ということで、約6割が公務員、就業別では、公務員のお子さんが約6割を占めているというような形です。

2点目の利用者数の増加による運営上の障害につきましては、現在の保育室は2部屋しかございませんので、定員は3名となっておりますが、子ども同士、病気が異なる場合は、それぞれの感染を予防する目的から、疾病の種類については2種類までしか受け入れができないこととしております。そのため、申込みをされたにもかかわらず、受け入れをお断りした児童数は年間で延べ7人となっております。以上です。

○神吉委員長 どうですか、追加ありますか。山下委員お願いします。

○山下委員 状況等よく分かりました。令和元年度からの事業ということで3年目、令和3年度の決算評価をさせてもらっておるわけでありましてけれども、本当に保護者の皆様、及び市民の方々が求められていた事業として、令和3年度その求められているようなものが、実際にきっちり行われているのか。例えば7人の方が受入れが、同じ病気の方というか、同じ感染症の方2種類までということで、部屋が2

部屋ということで、ちょっと受入れのお断りをしなければならなかったというようなこともあったりもして、そういったこともあるような中、令和3年度この事業は順調に回っているのかどうか。今後改善できる箇所があるとしたら、どういったところなのかということをお教えください。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 山下議員の先ほどの御質問ですが、令和3年度中に一度利用された方全員に対して、アンケートを取らせていただきました。その中の御意見として、改善したものにつきましては、今までは受入れを8時からとじていたんですが、やはり就業先の開始時刻に合わせて、もう少し早く受入れをしていただけないかというような御意見が多かったもので、開所時間を15分繰り上げて、7時45分から受入れを可能とさせていただきました。

ただ先ほど申し上げました、お断りした児童数が年間で7人ということにつきましては、その方々には大変申し訳ないことをしているんですが、何とかお休みをされて自宅で見ましたということや、祖父母にお願いをしてみましたというような報告も受けているところです。

この受入れを全て可能にするためには、やはり施設的な問題もございますので、今すぐには改善は難しいかと存じますが、今後総合病院の開設に合わせて、この病児保育の在り方も今検討中でございますので、その辺り少しでも解消ができるように、しっかりと協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次は今井委員お願いします。

○今井委員 そしたら、部局資料の3ページの真ん中辺に出てます、子どもの学習支援事業というところです。

これは、がんばりタイムか何かというやつだと思んですけど、令和3年から中学生も実施したと書かれています。ちょっとその辺あまり知らないんで教えてもらいたいんですが、誰がどのように実施したのかというところで、山崎西中学校から試験的にということですが、先生をしてる人、先生役の人はどういうふうな人がしたのか。それから子ども、実際は21人という形ですが、実施期間で4月からいつまでとか、何かその辺りちょっと詳しく。それからあとは、先生のほうの報酬は幾らでも予算的なことは、ちょっと書いてないんですけども、決算的なことは、その辺のお金がどのぐらいかかったのかとか、あるいは学校の先生との連携は、とかという辺りをちょっと教えてください。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 今井委員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度におきましては、山崎西中学校区を試験的に実施いたしました。社会福祉課で任用しております、生活困窮自立支援事業のための学習支援専門員を1名配属しておりますので、その専門員がこの事業に当たっております。

そのため報酬につきましては、その会計年度任用職員の人件費に含まれております。令和3年度に初めて実施する事業でしたので、開始時期はたしか秋頃だったかと思っております。今ちょっとはっきり申し上げられないんですが、資料が手元になく、秋ぐらいから3月末まで実施をいたしました。そのためその指導員が対応いたしましたので、報酬等はそれ以外には発生をしておりません。ただ今年度につきましては範囲を一宮町域まで広げておりますので、教員のOB等に声をかけ、1時間1,500円の報酬でボランティア程度でお願いをしているところです。

学校との連携という点におきましては、教育委員会が実施をされております、小学校では放課後のがんばりタイムか何かという授業が、たしかあったかと思うんですが、小学生につきましては、その教室がない長期の夏休みですとか、冬休みに実施をしております。

中学生につきましては、平日の部活動が終了した夜間といえますか、夕方から8時まで1人当たり1時間程度で、複数人を一度に各学習指導や進路指導を、進路指導といえますか、進路相談をしているような状況にあります。

教育委員会との連携という点につきましては、この事業実施前には教育委員会に相談をさせていただいて、また校長会にもお邪魔させていただいて説明をさせていただいております。また事業開始後は、その都度学校とは連絡調整を行いながら進めているような状況にあります。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 すいません。平日の何曜日、何回ですか、週に。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 この会計年度任用職員が週4日勤務で水曜日がお休みです。そのため、月曜日から金曜日まで、水曜日以外の夕方5時から8時まで、5時からスタートの子、6時からスタートの子、7時からスタートの子ということで、それぞれ月間のスケジュールを組みまして、1人のときもございますし、

2人を一緒に指導する場合がありますので、そういった形でスケジュールを組みながら、5時から8時までの平日4日間実施をしているような状況です。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 それは希望の生徒は誰でも行けるんですか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 この事業の位置づけと申しますのが、生活困窮者への自立支援事業の一環で実施をしているもので、そのため生活困窮世帯というのは絶対に外せない条件なんです、例えばひとり親家庭ですとか、準要保護家庭、また、生活保護家庭のお子さんに声をかけさせてもらって、希望があれば実施をしているような状況です。

ただその方だけに限ってということでは、なかなか難しいだろうということで、令和3年度はちょっと試験的に実施をするということで、山崎西中学校区の塾に通っていない、また学習の習慣をつけたいと思っている生徒さんということで、募集をかけさせていただきました。ただ範囲を広げ過ぎますと、今後また支障も出てきますので、制度を見直しまして、令和4年度につきましては、主に教育委員会で実施をされている準要保護家庭のお子さんに声をかけているような状況です。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 それは、ほんならどういう形で子どもたち、あるいは子の親御さんというかに声をかけておられるんですか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 こちら社会福祉課のほうから、準要保護家庭の保護者の皆さんに、文書でこういう事業をしますが、希望があれば申し込んでくださいということで周知をしまして、取りまとめをして実施をしております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 その生徒が晩の8時とか結構暗い時間ですけども、例えばあれだったら、親の送迎が絶対要るとかというようなあれがあると思うんですけども、そういうのはこれはあるんですか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 ほとんどの生徒さんは、保護者の方が送迎を自動車ですべてしております。中には自転車で来られる生徒さんもいらっしゃいますが、

その場合は今、こちらを帰られましたということで、保護者のほうに連絡を取っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら今一宮のほうに、今年度からとかと言われてました。今後、今年度も含めて、今年度はどこどこされているのか。あるいは後はどのような考えなのかという、それをお聞かせください。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 今年度は山崎につきましては、山崎西中学校区だけではなく、3中学校区、そして一宮町域ということで、二つの町域について応募をかけさせていただいております。ただ、一宮につきましてはボランティアをお世話になる教員の方の確保の関係で、月に2回程度の開催とさせていただいております。

今後このような事業を市内全域に広げていくためには、やはり学習指導員の確保というところ、また先ほど今井議員委員がおっしゃっていただいた送迎の部分といったところで、課題も多くございますので、その辺りをしっかり調整を図りながら、できる限り範囲を広げていきたいとは考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、波賀と千種が結局実施されていないということですね。それは指導員とか、その辺りの課題があるということなんですか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 今年度実施するに当たりまして、やはり市内全域に広げるには、まだまだ課題もたくさんあるということで、少しずつ広がっていくということで、山崎に加え一宮を実施をしているような状況ですので、来年度に向けては、波賀、千種での実施ができないかというところも、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 少し訂正のところがあるかも、これはがんばりタイムではないということ。それと時間のほうが資料には18時から20時となっており、先ほど次長おっしゃられてる17時からというのは、また何か違うんですかね。

○神吉委員長 安井次長。



○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 申し訳ありません。夏休みですとか、冬休みの学校がない期間については、少し時間を早めて実施をしている関係がございますので、平日はおおむね18時からとなっております。

以上です。

○神吉委員長 分かりました。関連ございませんね。

次行きます。中本委員。

○中本委員 部局資料の8ページ、生活保護扶助費に関連してお伺いします。市外県外からの移住者を含め、全ての保護申請世帯への親族への援助可否の確認を行ったのか伺います。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 中本委員の御質問にお答えさせていただきます。

生活保護の申請を受け付けた方につきましては、戸籍謄本等により扶養者、扶養義務者を確認させていただきまして、絶対扶養義務者、直系の3親等までと配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者までになるんですが、援助の可否について確認を行っております。また場合によっては、それ以外の方についても、必要に応じて3親等まで確認を取ることもございます。

ただ、例外的な取扱いといたしまして、申請された方に聞き取りをした結果、10年以上音信不通である親族の方などは、この調査を省略しております。

以上です。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 この確認、可否の確認というのは、もう絶対に行く。その10年以上というのがありますが、基本的には必ず行くということでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 こちらにつきましては、やはり絶対扶養義務者からの援助につきましては、民法上の扶養義務者の履行という点において、確認を取るべきものとされておりますので、必ず確認を取るようにはいたしております。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 さっきの質問にもちょっと言ったんですが、市外、県外からの移住者で、たくさん遠いところにいらっしゃるとか、そういう方に関しても同じ扱いなんですか。

○神吉委員長 安井次長。

- 安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 市外からの転入者、移住者につきましても、全て確認は取るようにいたしております。
- 神吉委員長 次はがん検診で、林委員お願いします。
- 林委員 部局資料の20ページなのですが、がん検診についてです。
- 神吉委員長 21ページでいいですか。
- 林委員 20から21ページにかけてです。がん検診に関してなんですけども、がん予防やがんの早期発見、早期治療を目指し、がん検診を実施するという事になっていきます。

それで予防はもとよりなんですけども、早期発見して、早期の治療を行い、医療費を削減する、少なくするという事と、早期発見すれば早く改善されるというような事もある、従来からがん検診進められております。

ですが、21ページのところに受診者とか、がんの発見とかの表があるんですけども、受診率についてはあまり大きな変動はありませんし、がんの発見率、発見数についても、前立腺がん以外はあんまり大きな変動がないと思うんですけども、そういう早期発見をしようと思ったら、多くの人に受診してもらわんと、早期発見する意味がないと思うんですけども、受診率が一番下の表ですけども、少ないので11.8%、多いところで、肺がんの37.8%なんですけども、この受診率を上げなければ、成果が出ないと思うんですけども、そういう受診率を上げる取組というんですか、それをされておると思うんですけども、効果的な取組とかというのはされておられるんですか。

- 神吉委員長 平尾課長。

その前にこのがん検診の受診率は、宍粟市のものなのか、兵庫県のものなのか。兵庫県からもらってる宍粟市のものなのか、そこからお願いします。

平尾課長。

- 平尾保健福祉課長 こちらに載せております数は、全て宍粟市のものになります。林委員の御質問にお答えをさせていただきます。

なかなか受診率が横ばいといいますか、上がっていない現状というのは、御指摘のとおりで、もともと受診率自体は、宍粟市は県下の中ではいいほうではあるんですけども、ほかの自治体が伸びている中で、宍粟市がなかなか伸びないというような現状は確かにございます。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、密を避けるというような事もございまして、受診人数の制限等も必要となり、積

極的な受診勧奨ができていない現状というものはあります。

そのような中でも、受診者数が少しでも増えるようにということで、従来からの取組とはなりますけれども、高齢者の方につきましては、受診料の無料であったり、半額で受けてもらえるように、自己負担の設定をさせていただいたり、あと大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診につきましては、節目の年齢の方に無料で受けただけのクーポン券の発行をさせていただいております。またクーポンを利用されていない方につきましては、年度末といいますか、年度の途中で未受診者の方へ受診勧奨をさせていただいております。

また、宍粟市は集団検診を実施している割合が多いんですけれども、集団検診、定例の集団検診で受けられなかった方の受診機会を増やすためにということで、追加の受診日を設定をするなどというような、工夫はさせていただいているんですけれども、なかなか新規の受診者を増やすというところに、今苦慮しているところです。

以上です。

- 林委員 旧町時代だったら、それぞれ宍粟郡内でいろんな会合の場で、そういういろんな方法を話し合ったり、同じやり方というんですか、いろんなやり方を保健師さんが研究されてやられとったと思うんですが、市になってからは、そういうことをされておらんように思うんです。

それから受診勧奨で、各集落にがんは早期発見したら、こういう医療が早く治るし、がんは怖くないもんだとかいうようなことで、受診勧奨に回っておったんですが、市になってからはそういうことはされてないんですか。

- 神吉委員長 平尾課長。

- 平尾保健福祉課長 検診につきましては、各市民局単位でいろいろな申込みの取りまとめ等は、工夫をさせていただいているところですので、実施可能な部分で実施をさせていただいてると思いますが、言われますように、なかなか昔に比べますと、きめ細やかに個別に受診勧奨というところまで、できていない部分もあるかとは思いますが、またいろんな機会を通じまして、受診をしていただけるような呼びかけができるように、また工夫のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

- 神吉委員長 次は、山下委員お願いします。

- 山下委員 部局のほうから出してくださっております資料の49ページです。令和3年度の介護保険料の収納状況というところを見させていただきまして、現年度の保

険料の滞納者数、実人数139人いらっしゃいます。その理由は何なのか。保険料が高いためなのか、どうかということを質疑いたします。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口福祉相談課長 失礼します。現年度保険料の滞納者数等々につきまして、お答えさせていただきます。

現年度の滞納者数は、部局決算委員会資料、先ほどの49ページ、そちらのほうに示させていただいておるとおり、139名となっておりますが、令和元年度、令和2年度のそれぞれの現年度対象の滞納者数につきましても、当資料のほうに示しておるといったところがございます。

介護保険料につきましては変わってはいないんですが、令和元年度が170名、令和2年度が155名、そして令和3年度が139名と減少しております。資料には示してはおりませんが、5年前、平成29年度時点においては、210名以上の滞納者数でございました。年々、65歳以上の人口が増えていく中で、この令和3年度の現状と比べますと、滞納者数は70名ほど余り減少したといったようなところになっております。

これは介護保険料、介護保険制度の必要性、相互扶助について御理解いただけるよう、機会を捉えて取り組んできましたことが、被保険者の方々に御理解をいただけたこととして、一定数字に現れてきているのではないかと考えているところでございます。つきましては、今後もこの減少していく傾向が継続するよう、引き続き制度の周知等々に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 介護保険料滞納者が減少というお話をしてくださいました。そこでちょっと聞いておきたいなと思うところがあります。それは出してくださった資料の26ページの令和3年度決算において、100万円以上の不用額が生じたものの中に、在宅介護支援費といたしまして、介護保険事業の実績による不用額ということで2,441万9,997円という不用額が出ております。これについての御説明も合わせていただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

○神吉委員長 質問・質疑分かりましたか。もう一度質疑をお願いしましょうか。

谷口課長。

○谷口福祉相談課長 在宅介護支援費繰出金は、こちらにつきましては、一般会計等の介護特別会計のほうへ繰り出した金額、その中で不用額が2,441万9,997円といっ

たところでございます。特別会計への繰り出しということになりますと、介護保険事業において、当然介護給付費、そういったところの支給状況に応じて、そういった一般会計は繰り出し、介護保険特別会計については繰入金という、そういったところが決まってくるわけでございますが、令和3年度におきましては、給付費の内容につきましても、部局決算委員会資料のほうにも示しておるところですが、コロナの関係もございまして、思うようなところでちょっと伸びている、伸びなかったといったところかなというふうに、今捉えておるところですけども、そういった給付費の支給状況に応じて、そういったところが変わってくると、結果としまして、そういった不用額が出てきておるといったところでございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

以上で、事前通告いただいております質疑に関しては終了しました。

この際ですが、関連もしくはそのほかで質疑を受け付けますが、ありますか。

ないようですので、これで健康福祉部の審査を終了します。

説明職員の皆様、どうもありがとうございました。

次回は、14日水曜日、午前9時開会します。

これで本日の会議を終了します。

(午後 3時11分 散会)